

第26回平成21年9月与謝野町定例会会議録（第9号）

招集年月日 平成21年10月1日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後5時06分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	糸井満雄
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	谷口忠弘
6番	家城功	16番	服部博和
7番	伊藤幸男	17番	有吉正
8番	浪江郁雄	18番	森本敏軌
9番	井田義之		

2. 欠席議員

15番 赤松孝一（午前中）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	白杉 直久
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 議案第130号 平成20年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について

(質疑)

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(森本敏軌) 皆さん、おはようございます。

雨が上がりまして、きょうはさわやかな秋晴れの天気になりましたが、また暑くなりそうです。決算審議2日目に入りますが、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

なお、赤松議員は、本日午前中、欠席の届けが出おりますので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は17人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第130号 平成20年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案については、既に質疑に入っております。引き続き質疑を続行します。

質疑ありませんか。

浪江議員。

8 番(浪江郁雄) おはようございます。

それでは、決算の質疑をさせていただきたいと思います。

この20年度の当初予算のときに幾つか質問をさせて、提案もさせていただきました。その中で、今後の検討課題にしたいという答弁をいただいております。その中から1点、最初にお伺いしたいと思います。

参考資料の151ページになります。街路灯・防犯灯整備管理事業でございます。この中で電気料ということで、4,091灯、1,136万6,000円が上がっております。当初予算のときは、3,600基で1,200万円の予算が組んであったわけでありまして。この中で、私は、この電灯の定額料につきましては、よその自治体でありますけれども、一括、年一回払いで割引制度があるのではということで質問をさせていただきました。その中で、当時の建設課長は、今後の研究課題としたいというふうに答弁をされております。これがですね、その後どうなったのか、これは東京電力の場合でございますので、この関西電力でいけるのかどうかというあたりをお伺いしたいと思います。建設課長にお願いいたします。

議長(森本敏軌) 西原建設課長。

建設課長(西原正樹) お答えしたいというふうに思います。

東京電力の方では、今、議員がおっしゃいましたように、そういった事例があるように聞かせていただいております。

私どもも、まだ今、関西電力の方と協議をしておる最中ございまして、まだ、きちっとした結果が出ておりません。引き続き研究をさせていただきたいというふうに思っています。よろしく申し上げます。

議長(森本敏軌) 浪江議員。

8 番(浪江郁雄) ただいまの答弁では、協議をされているということでございますが、それでは、この割引制度がないということでしょうか、再度お伺いいたします。

議長(森本敏軌) 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） すべての、いわゆる防犯灯の部分について把握をさせていただいております。ただ、それを、すべて一括になるのか、例えば地域ごとの一括になるのか、その辺のところ、まだきちっと協議ができておりません。したがって、例えば地域的なことになるのか、全部の部分の地域が一括になるのかなというふうなことは、今現在、研究をしとるというふうな最中でございます。

議長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それではですね、割引制度はあるのか、ないのかだけ、地域の、どこまで範囲を広げるか、どこまでが一括だというのはよくわかったわけですが、実際ですね、電気料金には2種類あるというふうに伺っておるわけですが、この電灯なんかは先ほどいいましたように定額料というんですか、決まった料金ではなかろうかなと思っておるわけです。これ1, 100万円以上、月にしますと90万円以上の金額になるわけです。これが少しでも一括でお金を払わなんんということはあるんですが、多少なりとも安くできないかなと思うわけでありまして。まず、そこを再度確認したいと思っております。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。

東京電力の方は、そういうふうなことがあるというふうに聞かせていただいております。現在、関西電力の方と、いうたら、そういうふうな、東京電力の方は、そういうふうなことがあるというふうなことを聞かせてもらっておる中で、関西電力として、そういうふうなことができるのかどうかといった内容について、現在も協議をしとると、その段階で、例えば地域的なことになるのか、例えば一括になるのか、その辺のところについても現在、協議をさせていただいているといった内容でございます。

議長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） そうしましたら、現在では割引は行っていないが、そういう他の電力会社を例に出されて交渉されているというふうに理解をしたらよろしいですかね。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） そのとおりでございます。

議長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ぜひともですね、わずかではあろうかと思いますが、これも大事なことはないかなと思っております。

それで、先ほど答弁の中で、地域的、どこまでするんだというようなお話があったわけですが、これもよその例で、これは熱海市なんです、熱海市では観光組合の、照明も市が一括して払って、この経費の削減を行っているという例がございます。この参考資料の145ページに、これは商工観光課になろうかと思いますが、商店街の街路灯等維持管理事業ということで、これも維持管理に対して補助金を出されていると、こういう支援をされているわけですが、こういった、先ほど言いましたようなことも、もしかしたら可能ではないかなというふうに思っておるわけですが、これは、そういった性質のものでしょうか、お伺いしたいと思っております。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

ご質問の街路灯の補助金関係でございますけれども、これは、ご承知のとおり商店街のということでございますので、商店街等が管理しております街路灯につきまして、2分の1の支援を行っているところでございます。経費等、7団体に対しましての事業経費を見ますと、207万5,000円をもって維持管理をされます、そのうち2分の1を支援していくというものでございますが、今のご質問の問いにつきましては、正直なところ私の方は補助を行っていくという形を取っておりますけれども、実際的な管理体制、運営につきましては、私の方、ちょっと認識しておりませんので、今回のご質問を受けまして、また、各団体に調整ができればやっていきたいというふうに思っております。

議 長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） わかりました。

これもですね、もし例えば一括払いで安くなりますと、これは町の方も、その半分の補助ですから、負担が減るわけですし、商店街の、この管理されている7団体も出すお金が少なくて済むと、このあたりですね、もう1年半ほどたつわけですが、1年半かけて今、協議されているようなので、このあたりもしっかり、いい方向に結論を出していただきたいなというふうに思っております。

続きまして、順番にいきいたいというふうに思います。まず、総務課長にお伺いいたします。

99ページの例規関係業務でございます。これ保守委託料ということで、使用料も含めまして375万5,000円、非常に高いなと思うわけですが、これが年4回のデータの更新の金額かなというふうに思っております。それでですね、この保守の委託の方法なんですけど、これは1件、条例とかが変更するたびに、これを変えていくと思うんですけども、1件幾らで契約されているのか、また例えばですけども、年間、この金額でやってくださいというふうにやっておられるのか、年4回で、与謝野町が1年間でどれぐらいの条例改正等があったかはわかりませんが、恐らく、これデータの更新ということでございますので、ペーパーではなくて、パソコンなんかで見られるような、ああいった種類のものかなと思っているわけです。これ年4回で、この値段ですから、1回が94万円弱ぐらいになるわけですが、このあたりの値段の設定ですね、このあたりをちょっとお伺いしたいと思います。

議 長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） ただいま浪江議員のご質問の例規にかかります追録、それからサポートの件でございます。

契約内容といたしましては、更新データにつきましては、単価1,500円に追録のページ数を掛けると。それから追録の作成、新規の分です。今の更新の分ですけども、新規についても1,500円に追録のページ数を掛けるということに、20年度はなっております。20年度までは紙ベースのものもございましたので、こういう2本立てになっておりますけれども、21年度からは紙ベースを廃止しましたので、この分については若干安くなるというふうに思っております。

議 長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ただいまの答弁では、例えば条例改正なんかで条文を消したり、あとつけ加えたりする、その1ページが1,500円ということですね。このパソコン上のデータの中で、この

値段が1, 500円というのが、ちょっと私は高いのではないかなというふうに思うわけですが、このあたりの値段の設定ですね、こういうものなのか、これは交渉ができるのか、また、その委託されている業者等ですね、ほかにもあるのか、そのあたりの金額に対して、総務課のとしての考え方を伺いたいと思います。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） この例規の追録等の契約については、株式会社ぎょうせい等行っておりまして、今申しあげましたのは、パソコン用のCDですけれども、それに原本、そのCDの原本をつくって、うちに納品して、それをパソコン上に載せるのと、それから紙ベース、紙ベースもありましたので、紙ベースの印刷と加除が、どちらも1, 500円、1, 500円ということで2種類に分かれておると、CDの方の原本が1, 500円、それから紙ベースの方も1, 500円ということで契約をしておりました。それで、21年度からは紙ベースは廃止になったんですけれども、今度はCDの作成、データ更新分について、若干高くなって2, 000円になるんですけれども、そういう値段で契約を、21年度からはしております。それで、この単価が適正かどうかということでございますけれども、ご存じのようにぎょうせい、各市町村の例規を多く手がけておりまして、それに比べても、当町が特段高いというにはなっていないということでございます。

議長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） そうしますと、この20年度では紙ベースと、それからデジタルデータですか、2種類かかるということは、単純に計算しますと、今後は半分ですけれども、1, 500円が2, 000円になったと、ここですね、これはどうなんでしょうか、仕事が減ったので上げさせてくれみたいな、値段を上げさせてくれというような話があったのか、今までCD、同じ仕事は一緒ですね。CDの成果品ができてくると、ここ何か変わったんでしょうか。今20年度やっておられる1, 500円のCDの成果品と、今度ペーパーがなくなって新しくなる、このCDの成果品との違いというのがございますでしょうか、お伺いいたします。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） そのCD自体の作成の内容には変更がないというふうに思っておりますけれども、どういたしますか、この紙ベースがなくなりますので、そちらの方の、これまで、どういたしますか、業者の利潤ですね、その分がなくなるというふうなことから、多分、CDの方の単価も上げてくれというふうなことになったというふうに思っております。ただ、それにつきましては、うちの方も交渉をいたしてしたんですけれども、こういう値段で決着といたしますか、したということでございます。

議長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） いろいろと例えばですね、この値段を決められるときに20年度の、そういう紙ベースもあるから安くなったという事情があるかもわかりませんが、今、この話を聞きますと、どうも業者の、これは論理に、今まで紙とデジタルデータを扱っていたのが、利潤が減るというお話ですが、このあたりですね、1, 500円が2, 000円、かなりの率で上がっておるのではないかなと思います。最初に言いましたように値段設定ですね、この20年度の値段設定が、そういうことであつたのかどうか、そのあたりを、まずお伺いしたいと思います。紙と

デジタル、CD二つあるので特別安くしてもらっていたと、それで紙がなくなったので、この値段で上げてくれというんでしたら、そういう話になればわかるんですが、ただ単にですね、利潤が減るから、その分上げてくれというのでは、ちょっとこれは納得できないと思うわけですが、このあたりをお伺いしたいと思います。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） この1,500円設定のときに、特段安くしていただいたというふうな経過はないというふうに思います。それで、我々も1,500円が適当かどうかという、その資料といたしますか、なかなか出しにくいもので、どうしても近隣の価格といたしますか、近隣の契約状況を見て、それに比べてどうかという判断しかできないということといたしますか、そういう判断をして1,500円、1,500円の設定をしておりましたし、今回の2,000円の設定についても同様の考えで、中身がということよりも、そこら辺までは、うちら検証できませんので、近隣と比べてということになっております。

議長（森本敏軌） 浪江議員。

8番（浪江郁雄） 検証ができていないという答弁があったわけですが、これは、私は非常に問題ではないかなと、そして、近隣と比べてとかですね、答弁があったわけですが、そのあたりは、もう少し強気でいってほしいなと、交渉してほしいなと思うわけでありまして。きのうも、いろいろ行革なんかでもお話が出ておりましたらですね、大変厳しい中で経費削減を行っているわけですし、職員の方々も給料等下がっているわけですが、このあたりですね、今後ですね、これはちょっと決算からずれるわけですが、今後、交渉なんかができないのかなと、周りの、ほかの業者なんも、よく調査していただいでですね、そういった交渉の可能性はあるのか、ないのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） この単価自体については、交渉の余地はあるというふうに思いますけれども、ここがつかいところなんですけれども、他の業者にかえると、これは非常に難しいものだというふうに考えております。

議長（森本敏軌） 浪江議員。

8番（浪江郁雄） そのあたりですね、他の業者にかわれないというところを、業者さんもわかりませんが、このあたりがあるので、今回、値上げの交渉をされたのではないかなというふうに思うわけですが、要はですね、まず仕事料1,500円が妥当かどうかという検証もされていないようですが、このあたりもまず1回、検証していただく必要があるのではないかと。

それから、やはりほかにかわれないというのは、成果品が、そこにある、そのシステムでないと修正とかができないというふうに理解したらいいのか。恐らく1年たてば成果品ができてくる、その都度送ってくると思うんですが、このあたりですね、それが後で、今までできたやつを他の会社を持って行って、修正・加除なんか加えることができないような独自システムになっているというふうに理解したらいいんですかね、そのあたりお伺いしたいと思います。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 他の業者にかえるということになりますと、根本から、構築から他の業者、他の業者はそういうソフトといたいいのすか、持っておるといふふうに思うんですけれども、これまでか

らの積み上げのデータが、すべてこの業者にありますので、一からということになりますと、その構築から多額の費用が発生するんじゃないかなというふうに考えております。

それで、なぜこの業者になったかというのは、旧町からの流れで、旧町でも、その業者にしておりましたので、例規をくっつけてするときにも、その業者と相談しながらやっておったということの流れから、今の業者に委託をしておるといふこと、流れとしては、そういう流れでございます。

議長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） そういう流れも理解できるわけですが、もうこれ最後にいたしますが、やはりそのあたりですね、今後の課題として、しっかり検討していただきたいなというふうに思います。

それで、先ほど他の業者に移るのが難しいんじゃないかなということで、このあたりもですね、一度、じゃあ実際、もしかすれば幾らぐらいかかるのか、経費が。

また、本当に一から構築する必要があるのかどうか、今ある成果品を、例えばそっくりそのまま移動できるのであれば、これはかなり安くでかわれるんじゃないかなと。これは私の勝手な想像で話してるわけですが、このあたり、よく一度研究等していただきたいなというふうに思います。

続きまして、これは企画財政課長になろうかと思いますが、ホームページの件でお伺いしたいと思います。これ106ページになります、ホームページのアクセス数35万2,000件ということで、その中で意見投稿が121件と出ております。この35万2,000件、これ非常に個人的には多いんじゃないかなと思うわけですが、このあたりのアクセス件数に対します、多い、少ないの所見と。それから、そのうちの意見投稿121件、このあたりの件数に対します考え等をお伺いしたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

ホームページのアクセス件数につきましては多いか、少ないかということにつきまして、見解をとということでございますけれども、正直に申し上げまして、私、他市町村のホームページにアクセス件数がどの程度のものかということ調査したことがございませんので、何ともしょっと申し上げられないんですけれども、しかし、多くの方にアクセスしていただいているのだなというふうに思っております。

それから、意見・質問等の投稿がございます。これらにつきましては、一つ一つ担当の方で分析をいたしまして、この回答は、どここの課で担当してもらおうというふうなことで、それぞれの担当課に対応いたしまして、回答できるものについては回答させていただいておるといふことでございます。

意見もありますし、それから質問もかなりあるという状況でございます。

議長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） このホームページはですね、やっぱり即座に情報が発信できるという特異性があるように認識しているわけですが、今後、今、携帯電話でありますとか、その他いろいろ、モバイルの端末等がございます。そういったいろいろな端末に対応できるような対策ですね、このあたりのお考えをお伺いしたいというふうに思います。



議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

ホームページにつきましては、いろいろとご意見もいただいておりますのでございます。

それから、現在、ケーブルテレビの拡張事業を行っておるんでございますけれども、いわゆる今度、CATVのテレビの中に、デジタルテレビで見られる、いわゆる地域の情報、そういったものも載せます。そういったものとホームページとが連携するシステム、そういったようなものも今、検討させていただいておりますので、CATVの拡張と絡めまして、改善できる点は改善していきたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 充実したホームページを構築していただけますよう、よろしく願いいたします。

次に、109ページになります電算システム管理業務、これは、きょうまでにもいろいろと議会の場で、このシステム改修の値段等、いろいろな方が質問されております。この中で、やはり6,000万円というお金が上がっておりますが、改修費の削減というのは、どこの自治体も一つの課題ではないかなというふうに思っております。昔ですけれども、ある新聞でちらっと読んだんですけども、業者の言いなりになっているのではないかという記事も私、読んだ記憶があるわけですが、このあたりをですね、庁舎内で専門的にチェックできるような、そういう体制が必要ではないかなと思うわけですが、このあたりの見解をお伺いしたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

たびたびそのご指摘をいただいております、努力をさせていただきたいという答弁をさせていただいておりますけれども、そういうふうになりますと、非常に理想的だという考えはあるわけですが、各種コンピュータのソフトですか、それを開発したり変更したりしていくということについては、一人の職員が、いわゆる課全体の法律、そういったものを把握しておられなければなかなか難しいという点がございまして、一人の職員がスーパーマン的に、すべてのことを理解するという点について、まだまだ難しい状況にあるんじゃないかなというふうに思っております。ただ、コンピュータの多額の経費につきましては、どこの市町村とも頭に痛めておるところでございますので、京都府を中心とした、いわゆる共同システム、そういったものを今、開発をさせていただいております。

議長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 最初に、ちょっと質問、これを聞いておけばよかったんですけども、今、この20年度の決算ですけれども、過去からきょうまで、また20年度から将来ですね、そういった年度の傾向性、これは国の制度なんかにもかかってきますが、傾向性をお願いしたいと思います。

8 番（浪江郁雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

情報システム関連で年度別の経費を比較してみました。平成17年度、これが3町、まだ合併していないときでございますけれども、一応6,900万円程度ございました。18年度が6,400万円、19年度が8,400万円、これは後期高齢者とか、いろいろな、そういう要因がございますので、それから20年度が7,600万円、21年度の当初予算では

5, 700万円程度になっているという状況でございます。これは年度ごとに、いろいろな制度改正や何やらございますので、一概に安くなつとるんだとか、一概に高くなつとるんだということ論じることは、それらを分析しなければ論じることはできませんけれども、金額的にはそういう傾向にあるということでございます。

8 番 (浪江郁雄) 終わります。

議長 (森本敏軌) ほかに質疑ありませんか。

谷口議員。

1 4 番 (谷口忠弘) それでは、20年度の決算について、何点か質問をさせていただきます。まず、最初に、20年度の決算につきましては黒字となりまして、幾つかの財政指標も若干ではありますけれども、改善の方向であります。しかしながら、自主財源である町税や負担金や分担金や使用料、手数料など、ほとんどが減収ということになっております。

とりわけ、町税については、本当に町民の生活の厳しい実態が浮き上がってくるのではないかなというぐあいに私は思っているところであります。

また、昨日、今田議員の方からでもですね、質問がございましたけれども、平成20年度は、新町として本当に進むべき道筋を定める上で、非常に重要な年ではなかったのかなというぐあいに私も思っておりまして、行政改革や総合計画の初年度に当たるスタートの年でもありました。

行政改革についてはですね、5年間で毎年4億円、計20億円の削減目標を掲げられまして、経常収支比率も90%という非常に高い数値目標を掲げたわけでありまして、20年度の決算におきましては、経常収支比率が95.1%という、年々少しずつは改善をされていますけれども、大変、まだその道のりは険しいのではないかなというぐあいに、私は思っておるところであります。

財政指標を改善するためには、本当に言葉であらわすのはたやすいんですけども、収入をふやすか、経費を減らす、この両立を行うことが大事であるのは言うまでもありませんけれども、地方交付税にという依存財源に頼っている当町でありますね、少しちょっと酷な質問になるかも知りませんが、税収が落ち込んだという、この点はですね、例えば景気対策でありますとかですね、これは国からの絡みもございますけれども、雇用政策というか、何か予算執行に当たってですね、その対策が足りなかったのではないかなということもあるのではないかなというぐあいに思っておりまして、町長にお聞きしますけれども、当初予算、補正予算も含めたものが、この20年度、メリハリのついた実りのあるものになったのかどうかについて、決算が終わった今ですね、全般的に、どのようにお考えになっておられるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

議長 (森本敏軌) 太田町長。

町長 (太田貴美) この、今決算の中で一つ一つご討議をいただいているわけですが、当初、予算を編成しますときに、大変厳しい状況の中ではあるけれども、今、新しい町になって、今やっておかなければならない必要な事業について、それはきっちりやっつけよう、そして、また今後、後年度に、そのことが大きな負担を与えないような形で、できるだけ負担を少なくした形で進めていくようにという指示の中で、この20年度の予算編成をさせていただきました。その中には本来であれば、ことしやりたいと思っていたような中身もございましたけれども、やは

りそうした中で、集中的に情報化等々、そうしたものも含めて予算編成をさせていただいたというふうに考えています。そういう意味では、まずまずの決算ではなかったかというふうに判断しております。

議長（森本敏軌） 谷口議員。

1 4 番（谷口忠弘） 今ですね、まずまずの決算ではなかったかなというご感想をいただきました。しかしながらですね、行政改革という大きな大綱がございますね。これは非常に高いハードルの枠組みで、この5年間、考えておられる大綱として出たわけなんですけれども、やはり、この辺がですね、どういうぐあいな進捗状況になるのかというのは、非常に関心のあるところでありまして、どうしてもやらなければならないという事業もたくさんあるかと思えますけれども、行政改革という旗印のもとですね、ぜひそれを実りのある、また実効性のある、また計画値に近い形で毎年進むように、この場をお借りしまして、ぜひお願いしたいというふうに思っております。

私は、税金が落ち込んだ1点でちょっと質問をさせていただきますけれども、これの所管というのは、いろいろな各課にまたがっていると思うんですけれども、商工観光課長に一つお尋ねしますけれども、いろいろな景気対策とですね、いろいろな商業振興対策を当初予算で組み込まれたわけなんですけれども、これが非常に不十分ではなかったかなというような形もあると思うんですけれども、その点について、課長の思いがございましたら、お伺いしたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 振り返ってみまして、20年度の決算も見る中では、こういう景況の中で企業の皆さんも努力はされているんですけれども、なかなか今の状況を何とか保つという部分には、精力的なことが見受けられるんですけれども、新たな取り組み、ビジネスチャンスに向けて、どう動くかという部分につきましては、私どもの制度から分析しますと活用がないという部分からいますと、そのような格好になっております。あわせて、私どもが出しております施策が不十分だということもご指摘があるかと思えますけれども、よその町にも負けない施策を打っているというふうに思いますので、いかに使っていただくかという部分を、また調整をしていかなければならないと思いますが、財源の中で精いっぱい支援はさせていただいておりますし、また今後も使っていただけるようなPRをしていきたいというふうに思っていますが、現状として、そういうことでございます。

結果的に出ております利子補給だとか、そういうものについては、どんどん支援をしていかせていただいておりますし、これも申請主義でございますので、向こうからももちろんどんどん出てくるわけなんですけれども、新たな仕掛けに対してみずから、もう一つ踏み出せないという傾向がございますので、そのあたり、また商工会と詰めながら、活用いただけるように仕掛けをしていきたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 谷口議員。

1 4 番（谷口忠弘） 私は、税金が落ち込んだという1点で質問をさせていただきましたけれども、これは、別に商工観光課長の所管だけにとどまらないと思うんですけれども、私は、決算をどう見るかについてはですね、予算に掲げた目標と課題が、どこまで達成できたのかと、その検証を

する事は非常に大事なことであるというぐあいに思っておりまして、各課で、本当に一つ一つの事業を十分精査していただいて、収入源の交付税や税収は、今後、余り期待しにくいという、厳しくなることも想定されますので、検証を、ぜひお願いしたいなというぐあいに思っておるところであります。

そこで細かい点について、ちょっと何点か質問させていただきます。決算資料の29ページになるんですけども、一時借入金の運用状況という表がございます。これはですね。ちょっとわからないので、この表の見方についてお聞きをしたいと思うんですけども、私はちょっと単純に見て、これは企業でいう資金繰り表かなというぐあいに思ったりもするんですけども、お金の流れというか、お金が足りない時点で・・・から一時的に借入れをするということで賄うというような月別の表だと思うんですけども、この表で何を見たらいいのか。この表を作成された方にちょっとお伺いしたいなというように思うんですけども。

議長（森本敏軌） 金谷会計室長。

会計室長（金谷 肇） 一時借入金の状況の表なんです。4月に返済4億円、これは20年の3月ですね、19年度で4億円お借りしております、4月に4億円を返済をしたと、新たに20年度で5億円を4月にお借りしまして、5月に返済をしたというふうに見ていただけたらいいと思います。

議長（森本敏軌） 谷口議員。

14番（谷口忠弘） 今のご説明はですね、見たらわかるようなご説明でして、その左の方の支出済額とか、収入済額とか、歳計現金月末残高、これは一体どういうことが書いてあるんですかね、その点について。

議長（森本敏軌） 金谷会計室長。

会計室長（金谷 肇） ここで支出済額というのは、4月に支払いをした金額、収入済額は、その当該月に収入があった金額でございます。歳計現金月末残高といいますのは、4月末に現金が幾らあったかというふうに見ていただけたらと思います。

議長（森本敏軌） 谷口議員。

14番（谷口忠弘） 税収だけで、約20億円の税収があるというぐあいにお聞きしておるんですけども、その収入済額というのは、これ何の収入済額なんですかね。税収とか、そういうもの入ってきた収入、それは収入というカウントにはならないんですかね、そういうことでちょっとよくわからないんですけども。

議長（森本敏軌） 金谷会計室長。

会計室長（金谷 肇） 収入済額の内容ですが、あらゆるものです。町に対して入るものすべてでございます。

議長（森本敏軌） 谷口議員。

14番（谷口忠弘） そうするとですね、収入済額より支出済額の方が多ければ、当然、借入れを起さないと支払いができないと、こういうことになるんですけども、一時借入金として、こういうたくさん金額のものが掲示されておりますので、そこで賄っていくと、こういうことではないでしょうか。ちょっとよく表がわからないんですけども、例えばですね、4月においては、支出でこれぐらい要りました。収入としてこれぐらい入りました、これぐらい足りませんので、これぐらい借りましたとかというような形がわかりやすんですけども、一括でぼんて当初で

借り入れて、そこから順次、回していくと、こういうような形になっているんでしょうかね。

議長（森本敏軌） 金谷会計室長。

会計室長（金谷 肇） 支払い予定日に資金不足が見込まれますと、基金の繰替運用、あるいは一時借入をする、どちらかを選択することになります。それで資金不足の期間ですとか、基金の満期日、そういったことを精査しまして、長期にわたる場合は基本的には繰替運用と、短期の場合は一時借入の利子と、それから、基金の満期に受け取れるであろうという利息、そういったものを比べまして、少しでも町の持ち出しが少ないように考えて行っております。それで、12月から5月の間、これは毎年なんですが、相当額の繰替運用を行っております、基金の残高が少ない4月、5月、こういったときは、満期日の近い基金があるといったことで、一時借入もやむを得んのかなというふうに考えております。

ちなみに20年4月25日、運用額が16億8,000万円、一借が5億円、21億8,200万円の資金が不足したということでございます。

議長（森本敏軌） 谷口議員。

14番（谷口忠弘） 今、お聞きしましたけれども、もう一つちょっと頭の中が整理できませんので、もうちょっと考えましてですね、次回、機会のあるときに、また質問させていただきたいというぐあいに思います。

それとですね、その横のページの積立金と運用基金のことについてお尋ねをいたしたいと思えます。

これ昨日でしたかね、多田議員の方からもちょっと質問がございましたけれども、一つ例をとってお聞きしたいんですけれども、特産品の運営基金ですね、これで決算年度中の増減ということで、増加の方が22万6,239円と、減少が20万円ということになっておりますね。預金、現金の関係ですけれども。これは要するに貸付金の20万円が返ってきたということで現金がふえたと、貸付金が減ったと、この差額の2万6,000円というのは、基金の積み立てを本年度したということなんですけれども、ここで基金の積立金を見ましたら2万6,239円の繰出金の基金の積み立てをしているんですけれども、これでいくと5万円、この差額が何ぼになるんですかね、あっそうか、これはこれでいいんですね。要するにそういうことなんです。基金の繰出金を出したんで、増減については、増加したということでよかったんでしょうかね。

議長（森本敏軌） 金谷会計室長。

会計室長（金谷 肇） 谷口議員がおっしゃるように、20万円の返済がございまして、貸付金の方です。それで現金の方が20万円ふえとると、あとの分については利息の積み立てをしておりますので。

議長（森本敏軌） 谷口議員。

14番（谷口忠弘） この積立金とですね、運用基金の合計を合わせると、本当に32億円ぐらいになるんですかね。大変大きなお金が積立金と運用基金ということで保たれているわけですけれども、積立金についてはですね、・・・の関係なんかがございまして、出し入れの金額が非常に頻繁に、多額の出し入れもあるんですけれども、監査の方の報告もございましたように、できるだけですね、いいような形で運用していただいたらいいんじゃないかなというぐあいに思っております、これは一応、定期預金とかですね、そういう運用のいいような形で保管してあるといいですか、積立金を積んでいるとかいうような形になっているんでしょうか。その点について。

議長（森本敏軌） 金谷会計室長。

会計室長（金谷 肇） 基金につきましては、最も確実で有利な方法といったことで、保管をすることになっておりまして、通常は金融機関に預金をして保管をするということでありまして、ほとんどの基金につきましては、定期預金で保管しております。

議長（森本敏軌） 谷口議員。

1 4 番（谷口忠弘） はい、わかりました。

続きまして、参考資料の120ページの福祉課についてちょっとお尋ねをしたいなというぐあいに思っております。私、ちょっと所管の課なんですけれども、ちょっと聞きそびれましたので、質問させていただきます。

地域空間整備事業についてお尋ねをしたいというぐあいに思います。

これにつきましてはですね、与謝郡の福祉会の新設でふれあいホーム神宮寺ということで、改修補助金であります。20年度の5月にみんなの家加悦奥ができて、21年の4月にふれあいホームの神宮寺と、続けて小規模多機能型の施設ができました。小規模多機能型の施設はですね、特養をつくらずに在宅介護に力を入れるという、町長の方針もございまして、厚生労働省も一番力を入れておるところであります。

既に京丹後市では10カ所目が計画をされていると聞いておりますけれども、当町ではですね、あと岩滝地域ですか、これが小規模多機能型の施設ができるということで、今、計画中だそうでございますけれども、この岩滝地区について、どのように計画を進んでおられるのかということと、現在、本年の4月に三河内の方でグループホーム与謝野もできましたし、これでみんなの家加悦奥と、ふれあいホーム神宮寺と、3施設になったわけですが、ここで入所されている方の、人数とですね、そこでお勤めになっている方の数が分かれば、お教えをいただきたいなというふうに思います。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 谷口議員の質問にお答えを申し上げます。

現在、地域密着型の事業所につきましては、それぞれ旧町単位で整備を進めていきたいというようなことを思っておりまして、今、ご案内いただきましたように、加悦地域、野田川地域につきましては整備をさせていただいておりますが、岩滝地域につきましては、整備がまだ、今のところできていないという状況でございます。このあたりにつきましては、本当に岩滝地域にも施設として、福祉課の方としてほしいなというようなことは思っておりまして、現在、一事業所さんが、いろいろな試行錯誤といいたいまいしょうか、中身を検討されまして、高齢者のですかね、デイサービスを兼ねたホームづくりなかを計画されとるといようなことがありますけれども、実際、まだ、具体的に、その場所というのが、農地転用の問題があったり、いろいろな関係があったりして、一つ一つ今、ハードルを越えていただいております途中でございまして、まだ、町の方に最終分については、こういう方向でいきますというような報告をいただいておりますけれども、着実に進めていただいているのではないかなというふうに思っております。

それとグループホーム与謝野につきましては、三河内地域で旧店舗を改装していただけて運用をさせていただいておりますが、この対象については9人、ワンユニット、全体計画としてはツーユニット、18名の体制で世話になっておったわけなのですが、この間、ずっとワンユニットが、

すぐに埋まったというようなことがあって、ツーユニット目、すなわち18名の方を受け入れるということになっておりますが、これについてもちょっと気になりまして、私の方も施設の方に問い合わせをいたしました。そうしますと、現在では18名、すべて埋まっているというような状況でございます。なお、いつもご心配いただいておりますが、この与謝野町内で、その中に実際、何名入っていただいているのかというようなことがございますので、そのあたりも聞いてみますと、与謝野町内からは18名のうち11名の方が入所していただいておりますし、また伊根町からは2名、それからあとの5名につきましては、宮津市そのほかということですか。それから従業員の関係につきましては、資料としては持っているんですけども、ずっとくっついていかなんということがありますので、また、資料を探しまして報告をさせていただきたいというように思います。

議長（森本敏軌） 谷口議員。

14番（谷口忠弘） 本当にたくさんの方が施設を利用されておられまして、非常に、つくった成果が出ていないかなというように思っております。

それと、もう一つは今般ですね、国の緊急経済対策にかかわる、地域福祉空間整備補助金というのが、以前は1,500万円だというように聞いておりましたんですけども、増額されたというようなこともちょっとお聞きしているんですけども、その点について、わかればお聞かせいただきたいなというふうに思います。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今までの施設整備につきましては、今ご案内いただきましたように1,500万円でした。それが改定をされまして、現在、聞いておりますのは2,300万円に引き上げがされたというように聞いております。

議長（森本敏軌） 谷口議員。

14番（谷口忠弘） そこで町長にちょっとお尋ねをいたします。

今、お聞きしましたら、国の緊急経済対策として、以前は1,500万円だったのが2,300万円に増額されたということもお聞きしました。それと、よく言われるのはですね、今、従業員さんの数は、ちょっとお聞かせいただけなかったんですけども、一施設をつくれれば10人ぐらいの雇用が生まれるというぐあいに聞いております。3カ所であれば30人の雇用が生まれるということだそうでもありますけれども、現在ですね、特養の方も200人程度が待機待ちというようなこともちょっと聞いておりますし、特養をつくったとしても、すぐまた待機待ちの数がふえてくると、こういうことになっておりますし、特養ということになると非常に多額の必要がかかるということで、小規模多機能型というのはですね、本当に時代にマッチした、非常に地域密着でいいのではないかというふうに思うんですけども、そうした国の増額もございまして、今後ですね、各町に1カ所ということじゃなしに、もう少し、例えば各町に2カ所ぐらいずつとかというふう形でふやしていこうというぐあいなお考えがあるのかどうか、その点についてお尋ねしたいというように思います。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 福祉施設の、そうしたことにつきまして、ふやしていこうということよりも、先ほどおっしゃったように待機しておられる方がどれぐらいあるのか、また老人施設だけではな

しに、障害者の施設も含めまして、やはりこうしたことが、施設ができることによって、そこでの雇用が生まれてくるという、そういうことが起こってきておりますし、実際そういうことになっているというふうに思っております。

そうした中で、今後はどうなのかということにつきまして、やはり福祉法人、あるいはNPOなり、あるいは社協さんなり、やはりそうした福祉関係の団体がやろうと思われる、まず、そこがないと幾ら施設をふやそうと思ってもできませんので、やはり熱意を持ってやっという、そういう団体の方が、たまたま与謝野町にはたくさんおいでいただいて、次々と各地域にそういうものが生まれてきたということでございますので、今後におきましても、そういうふうをやっというと思われる団体がありますれば、また、そうしたことについては、町も支援がしていきたいというふうに考えております。

これは、町が計画いたしましても、なかなかそういう受け皿ができないということもありますので、それともう一つは、マンパワーの育成と申しますか、当初できた施設でも、なかなか町内で、そうした有資格者がおいでにならないために、町外から雇用をしてということがあったというふうに思いますので、社協さんあたりでもホームヘルパーの2級の資格を取るための、そういう講習会をしたりしておられますし、実際に若い方で社会福祉士、あるいはいろいろな理学療法、あるいはその他の資格、有資格者の必要な施設もございますので、そうしたことについて育成をされる事業に対しても町は支援をしていきたいというふうに考えております。

議長（森本敏軌） 谷口議員。

- 1 4 番（谷口忠弘） 先ほど申しましたように、国の制度がよりパワーアップしましたので、機会をとらえるというのは絶好の機会であるというぐあいには私は思うんですね。やっぱり町の支援もある程度整わないと、やる気だけでも、町もこれだけしてくれる、国もこれだけしてくれる、ほんならやっというかということになりますので、卵が先か、鶏が先かという話になりますけれども、非常に町内地域ではですね、意欲のある方が、福祉に関係して意欲のある方が多いと聞いておりますので、ぜひですね、取り組みをお願いしたいということをお願いしまして、質問を終わります。

議長（森本敏軌） ここで休憩します。

10時50分再開します。

（休憩 午前10時33分）

（再開 午前10時50分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

質疑に入りますまでに、谷口議員の質疑に対する答弁の申し出がありますので、これを受けます。

佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 失礼します。

先ほど谷口議員さんのご質問の中で、グループホーム与謝野の従業員者数につきましては、16名でございます。なお、合わせまして神宮寺の職員数が7名、みんなの家加悦奥が9名ということで、合計32名の方に従事をいただいております。

それとお断りなんです、先ほど与謝野入所者数につきまして18名、そのうち町内の方が



11名というように申し上げておりましたけれども、入退所の関係がございまして、今、調べさせますと、町内の方が9名、町外が9名ということで、半数の方が町内で、半数の方が町外ということでございます。以上です。

議長（森本敏軌） 質疑を続行します。

糸井議員。

10番（糸井満雄） それでは、二、三質問をさせていただきます。

私、申しわけないんですけども、昨日、午後欠席させていただいております、質問が重複する部分があるかもわかりませんが、その場合は一つご了承願いたいと思います。

それでは、全体のことは後にして、個々の問題について少し質問させていただきます。

まず、町の花と町の木の実業がございまして。この問題について少し質問をさせていただきます。

町の花と町の木の実業として、花と木のシンボルデザインの選定、また、ひまわりコンテスト、町の木の実配布などの実業展開がされているところでございまして。それは、資料ナンバーの99ページにございまして、それから環境美化保全対策実業で、町の花、ひまわりプランタの里親募集が行われております。これは114ページですか、環境美化保全対策実業で行われております。大変結構なことではございまして、今後も推進していただきたいと、このように思っております。町の花・木を大いに、花だとか木を大切にしながら、今後とも実業推進を図っていただきたいなど、このように思っております。

しかしですね、考えてみますと、一方で忘れられた問題があるのではないかなというふうに思っております。いわゆる管理が余りされていないというふうな現象が見られます。皆さんもお気づきになっておられると思いますけれども、町の木の実ツバキの問題ですが、これは千年ツバキは地元の滝の地区の方が大変大切にされて守り、今でも育てて立派に管理をさせていただいておりますが、176号線の実ツバキは、皆さんいかが感じておられますか。私はですね、これ管理がされていないのではないかなというふうに思っております。やはり国道でございまして、大勢の方が行き来される、このツバキが、今のあの状態で、私は町の木として自慢できるかなというところで、私はちょっといかがなもんかなというふうに思っております。したがって、これの実ツバキですね、町の木とシンボルの木の実管理と、今までの管理をどのようになっておったのかということと、今後どのように考えておられるのか、どなたにお尋ねしたらいいかわかりませんが、総務課長ですか、企画財政ですか、お尋ねをしておきたいと思っております。建設課か。

議長（森本敏軌） 答弁を求めます。

大下総務課長。

総務課長（大下 修） 町の実の木の実で、ご質問でございまして。

今、ご質問の176号沿いの、あのツバキにつきましては、合併前から植えていただいておりますというふうに承知しております。私の方は、合併後に、あのツバキを制定してからの実業等を担当しております、申しわけございませんが、今、旧町でツバキを、どこにどれだけの本数が植わっているかというふうなこと把握できていないというのが状況でございまして。今後、そういうふうなこと、ご指摘がございまして、管理は、どこがするかは別として、検討はいたしますか、していきたいというふうに思っております。補足があれば、私の方からは以上です。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。

国道176号線沿いにツバキの木が植わっております。それにつきましては、私も定かには聞かせていただいておりますけれども、京都府さんの方が植えていただいたというふうに思っております。ただ、管理の方は、町の方が管理をするというふうになっていたというふうに思っております。旧町でも職員の方が一定程度、例えば、ツルが巻いておったやつを切るだとか、そういった管理をさせていただいたというふうに記憶をしておりますけれども、新町になりました、今、議員ご指摘されますように、なかなか管理ができてないというのが実態でございます。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） 旧町時代に、大切に、これが植えられて、私は管理されていたのではないかなというふうに思っておるわけですが、新町になってからですね、ややもすれば、そういう旧町時代に育てたものが、私は置き去りにされておるのではないかなというふうな気がいたしております。

関連してお尋ねするんですが、同じようなことが言えるのは、旧岩滝町のことなんですが、余り旧町のことは、私申し上げたくないんですけども、アジサイがですね、旧町の岩滝の花として、これは旧町時代から町民に普及、啓発、そして育てていく、やっぱり花としてですね、大きく守ってこられたわけですが、最近やはり合併後ですね、このアジサイの管理がおざなりになっておる。特に山手線のアジサイは、前も畠山議員が質問されたと思いますけれども、やはり、その醜い状態をさらけ出しておるという状況になっております。また、野田川堤防にも植えておるわけですが、そういう旧町で守り育ててきた、やっぱり花というものも私は大切にする必要はあるのではないかなというふうに思っておるわけです。その辺についてですね、今後、管理をしてというのは酷かもしれませんが、どう考えておられるのかな、ちょっとこの辺についてはお聞きしておきたいなというふうに思います。これは総務課長ですか。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 今、議員ご指摘のように、以前から他の議員さんにもご質問をいただいております山手線沿い、それから野田川堤防沿いにアジサイを植えて管理をしておりました。ただ、雑草といいますか、草の管理がなかなかできていないというのも事実でございまして、また今年度から野田川堤防沿いのプランタに植えてあります、長寿会さんの方にお願しておいた管理も手を引くというふうなこともお聞きしておまして、今のところ緊急雇用の方で草刈りはさせていただいておりますが、それも年が限ったこととございますので、今後、どうしていくかということとはご指摘を踏まえて、課を越える問題でもございますので、また担当課で相談したいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） 花の管理だとか、そういうのは雑草との戦いでもありますし、非常に難しいと思いますけれども、やっぱり旧町時代に守り育ててきたものはですね、やっぱり新町になっても、これを大切にするという、私は、心が大切かなというふうに思っております。岩滝のアジサイのことを申し上げますと、なぜこれが、そういうふうに管理がされなくなったかということ、私なりに分析しておるのはですね、一つはやっぱり町の花に指定がなくなったということでの、

町自体の管理意識が薄くなったということが一つと。

それから、美化団体についてですね、これ団体があったわけですよ。それを守っていく、その人たちに対する物心ですね、心がなくなったということが一つ。それからもう一つは、やっぱりそういう団体が、そういう行政の取り組みに追随して、やっぱり管理する意識をなくしたということだろうというふうに思うんです。ですから、やっぱり町の花ではなくなっても、やはりある程度の支援も必要ではないかなというふうに思っております。

私はやっぱり古い時代、古い町時代での、よいものはやっぱり残して大切にしていって、そういった心、またそれを育てる心、施策というものが大切だろうと、3町を一つに、すべてといたしますか、一体化ということで、統一するのも一つの大切なことでございますけれども、そうした旧町ですね、やっぱり育て、守り育ててきたものについては大切に育てる心、そういったものが、私は逆に一体化の情勢につながると、このように思っておりますけれども、町長、いかがお考えですか。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 議員がおっしゃったように、この間、つれづれ日記にも書いたんですけども、アジサイの山手線の下草刈り等につきましては、旧岩滝町の職員の皆さんが自分たちで出て、下草刈りをされたり、花の終わったのを切り込んだりということで、非常にきれいに手入れをさせていただいておりました。そうした気持ちというのは、やはり先ほど議員がおっしゃったように、自分たちのそうした地域を美しく保つ、また、町の花であったものを大事にしていって、愛するという、そういう気持ちから、そういうあれをさせていただいたんだと思っております。そうした、先ほどおっしゃったように、確かに物心の物も必要なんですけれども、そうした心というものは、旧町それぞれ、加悦でしたらツバキもですし、キンモクセイもあるでしょうし、野田川でしたら菊と梅だったので、梅もいろいろなところに植えられております。それらが今、どうなっているかという、その地域の方たちできちっと整備をしておられる地域もあるでしょうし、そうでないところがほとんどではないかなというふうに思っております。

そうしたところの中で、やはり町は一つになりましたとしても花を愛する、あるいは自分たちの町のシンボルであったものを残していくというのは、まさしくおっしゃるような、その地域を愛する人たちの心の問題だろうというふうに思いますし、そうした心を大事に育てていくというためには、何が必要かということをもう一度、先ほど総務課長が言いましたけれども、町の花、木のシンボルとともに、そういった手入れについても少し時間はかかるかと思いますが、検討をした中で、どういう方向でやっていくかというふうなことを考えさせていただきたいと思っております。

だけれども、それは物心の物の方にも入るだろうと思いますし、要は、やはりその地域の人たちが、自分たちの身近な、そうした環境をどう美化していくかという、そういった気持ちが第一であろうというふうに思いますので、新しい町になったとしましても、そういう花を愛する、あるいは環境をきれいにしていこうということについては、今後も、ぜひ町民の皆さんにご協力はいただきたいというふうに思っております。

議 長（森本敏軌） 糸井議員。

1 0 番（糸井満雄） どちらにしても地域の協力というものは必要だろうと私も思っております。

この間も、今、町長言われました、OBさんが出て、アジサイの管理というのですか、世話をしておられたようです。私もそれは少し聞きましたけれども、本人には聞いておりませんが、これは、やっぱりしびれをきらしてやったんだろうというふうに、私は思っただけです。町長はきれいにとらわれておりますけれども、やっぱり町にもう少し管理をしてほしいという、私はメッセージが、あの人たちの行動にあらわれていたんだろうというふうに思っております。

美しい町をする条例の中でも、町は美化団体に対して必要な支援を行うというふうな条例もありますので、今後、やはりそういったことに、もう少し気を配っていただくように、一つ期待をし、来年はいい管理ができておることを期待して、この質問は終わりたいというふうに思います。

次に、ちょっと財産のうちの出資金のことについてお尋ねをいたします。337ページですか。出資金があります。この中で二つですね、減資になっております、減少しております。B型火災共済につきましても、これは説明も受けましたし、これは解散による返済で、これは雑収入も入っております、これは問題ないというふうに思うんですが、この株式会社京都丹後ファームの90万円の出資金の減少ですね、処分、これはいかがなものか、ちょっと理由を聞かせていただきたい。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

決算書の337ページには、出資金の決算年度中の増減が表示してございます。この中でこの株式会社京都丹後ファームの90万円の株式を決算年度中にすべて減少をいたしまして、ゼロになっております。

この関係につきまして経過なり、理由をご説明申し上げたいと思っております。株式会社京都丹後ファームは、ご承知のように京都府丹後あじわいの里を運営しております会社でございます。この株式の所有につきまして、京都丹後ファームの出資株式の総額につきましては1億円ございますが、そのうち与謝野町が90万円を有していたということでございます。この90万円につきましては、合併前の旧3町が、それぞれ30万円ずつ持っていたものを、合併によりまして、与謝野町が90万円にしてきたということでございます。

京都丹後ファームはほかにも、親会社の株式会社ファームが8,500万円の出資のほか、京丹後市が650万円、京都府が500万円、以下近隣の市、町あるいはJA、KTR、丹後交通、丹海交通さんなどが持っているわけですが、今回、この90万円の株式につきましては、親会社である。また、一番の大きな出資を持っておられる会社であります、株式会社ファームが全額を無償で譲渡を受けたいというお申し出が各株主にあったわけでございます。申し出のありましたのは、昨年12月に、京都府からあったわけですが、そのご要請に基づきまして、各株主とも親会社である株式会社ファームに無償で譲渡を行って、そのために90万円全額がゼロになったということでございます。

なぜそのようなことになったかと申しますと、この株式会社京都丹後ファームの経営状況が非常に悪いということがございます。債務超過に加えて多くの借入金残高も抱えているということから、親会社である株式会社ファームが、そういった債務超過をすべて親会社が吸収をして、健全経営に持っていきたいというようなご趣旨で無償譲渡のご依頼があったものでございます。当町としましては、12月にそういうご相談を受け、非常に重要な問題でございますので、常任委

員会にもご説明を申し上げ、また全議員さんにも必要資料を配付させていただいた上で、3月議会の後に譲渡をしていくべきだということで。当初は12月以内に、そのような要請があったんですけども、慎重に取り計らった上で考えていこうということで、そういった経過を経まして、本年3月25日付で譲渡契約を結ばせていただきまして、無償で譲渡をさせていただいたと、この株主の中では一番最後になったわけですけども、そのような経過をたどり、また、そのような事情で、この株式を無償売却とさせていただいたということでございます。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） 今、説明をいただきましたので、理由につきましてはわかりました。ただ、出資金の消滅はですね、議会の承認が必要ではないかなと、私はそう思っておるんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

例えば、96条に、これは議会が議決する事項が十何項目列記されておるわけですけども、その中の6項に条例等で、あるいは政令等で特別の規定がない限りはですね、いわゆる適正な大過なくして、これを譲渡することは議会の議決が必要だと、こういうふうになっておるんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

無償によります譲渡を行いますのに、当然のことながら議会へのご説明なり、議会の議決の有無ということにつきましては、京都府を初め、各市町も、その必要性について法的な部分の検討をさせていただいてきたわけでございます。

今、ご指摘のように、地方自治法でいいますところの、第96条第6項には、議会は財産を適正な対価なくして、これを譲渡する場合は議決をしなければならないということがございまして、また、237条の第2項では、普通地方公共団体の財産は、適正な対価なくして、これを譲渡してはならないということがございます。

ここで問題になりますのが、適正な対価とはということになってまいりまして、この判断があるかどうかというふうに思います。

この解釈としましては、適正な対価とは、通常の当該財産が有する市場価格、いわゆる時価をいうところがございます。京都府としましては、この対価をどう判定するかというところがございましたので、京都府の方から会計事務所の方に依頼をされまして、この株式会社丹後ファームの経営状況、あるいは債務の状況等を含めて、資産の評価を依頼をされまして、その結果、結果としましては債務超過でもあり、また、有する土地建物の資産も約半分ぐらいに減っているということから、資産としての額が大きくマイナスになるということがございまして、そのマイナスの資産を当町の株式発行株数で割りましてもゼロにしかならないということがございます。したがって、資産価値として、市場価格としてゼロだということが、その評価によってわかりましたので、それをもって適正な対価がゼロということから、無償譲渡という形をとろうということになり、京都府の方も議会、府議会の方の議決は得られずに、常任委員会等へのご説明にかえて、その契約を結ばれる運びにされたということもございまして、当町としても、議会に提案としてはご提出せずに、常任委員会へのご説明をさせていただいて、その上で、こういった形をとらせていただいたということでございますので、一定ご理解を賜りたいと思います。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） 今、出資金の90万円が、もう値打ちとしてはゼロという説明であったわけですが、そういう認識でよろしいのでしょうか。これは、このままでいいのでしょうか。これは財産の管理は総務課長ですか、総務課長の見解はいかがでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

これにつきましては、農林課等からも協議を受けた覚えがございますし、それから京都府等の指導も受けておりますので、それに準じてやらせていただいておりますので、それでいいという判断をいたしております。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） 代表監査委員さんにも、その辺についてちょっとお尋ねをしておきますけれども、それで問題はございませんでしょうか。

議長（森本敏軌） 足立代表監査委員。

代表監査委員（足立正人） 私もそのように解釈をいたします。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） それぞれ担当課も、あるいは財政管理をされている課長も、会計監査員さんも問題ないというふうなことでございますので、問題ないだろうというふうに思うわけですが、私も一度、上級機関の方に、その辺についてはきちっと、やっぱり調べさせていただきまして、もし問題があれば、また後ほど質問させていただくということで、この問題については終わりたいというふうに思います。

それから、あと4分。建設課長に少しお尋ねをしておきたいと思いますが。土木使用料の住宅使用料については、小林議員も質問されましたけれども、決算内容を見ますと5,446万5,000円が予算、調定額が6,155万5,600円で、この差が709万円ございます。まず予算額と、それから収入未済額が776万3,000円あるわけですね。まず予算額と調定額との関係ですが、町税と異なりまして、住宅使用料というのは対象が明らかであります。住宅が何戸で1カ月幾らであるかということで、年間使用料は幾らになるかということが正確に計算されるはずでございますけれども、予算額と調定額に700万円の差が生じております。これは使用料の中で、特に、この辺は突出しておりますので質問するわけですが、予算編成の時点で滞納が、やっぱり700万円ほどあるわけですが、そういったことを予想しての計上か、そこら辺を一つお聞かせしていただきたいと思います。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

当初の予算額についてでございますけれども、確かに、今、議員おっしゃいますように、過年度分の滞納分につきまして、きちっとその分の確かめをして計上はしておりませんでした。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） こういう、できるだけですね、やっぱり予算も、予算のテクニックというのがあると思いますけれども、こういうきちっと計算できるものは、やっぱり予算のときに、きちっと計算していただきたいなというふうに思っております。そういった点についてはご指摘をしてお

きたいと思いますし、公営住宅の使用料というのは、この間も答弁があったと思いますけれども、町税と異なりまして滞納処分ができない。簡単に出ていけというふうなこともできないし、されといてですね、滞納を見逃しておくということは許されない、こういうふうに思います。したがって、今後、どのように、この問題について処置をされていくのかお伺いしておきたいということでは、19年度と20年度を見てみますと、滞納額につきましてはですね、滞納分につきましては若干減っておるわけですが、現年度分はですね、かなりふえておるという状況になっておりますし、特に駐車場の関係も、これは滞納がふえてきております。車を持っておられる方は、私はそんなに困っておられる方ではないだろうというふうに思うわけですが、特にそこら辺については、どう考えておられるのか、お尋ねしておきたいと思います。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 住宅の使用料につきましては、合併以来、今、議員がおっしゃいましたように徐々に減少しつつございました。特に加悦の地域が多いというふうなこともございまして、鋭意努力をさせていただいております。しかし、平成20年度におきましては、今おっしゃいましたように、住宅の使用料で70万3,000円の金額がふえております。これにつきましては、きのうの小林議員のご質問でもご答弁させていただきましたように、大体、約20名の方が滞納をされております。そのうちの11名につきましては、仕事が減っておるだとか、失業だとか、あるいは家族の方が入院をされておるというふうなことで支払いが滞っているといた内容でございまして、5月末以降、約3カ月におきまして、44万円強を超える徴収をさせていただいております。そういうふうなことで、一定程度そういった方につきましては、期日を越えてもお支払いしていただきたいというふうに考えております。

それから、駐車場の滞納についてでございます。確におっしゃいますように、駐車場が、例えば月に3,000円の部分がございまして、そういったところについても、当然、いうたら当町につきましては、車がないと仕事ができないというふうなこともございまして、当然必要だろうと、そういうふうな観点から申し上げますと、ご指摘されるとおりだというふうに思います。

これについても、特に駐車場の関係が多いというふうなことは私も感じておまして、今後につきましても、この点について債務者の方と十分調整をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、住宅料の関係でございますけれども、議員おっしゃいましたように、なかなか差し押さえだとか、そういった強制的に取るというふうなことができないというふうになっております。これはまあいうたら、公営住宅の方が低所得者の関係で、そういったことがございまして、非強制徴収高裁権というのがないわけでございます。しかし、そればかりを言っておりますと、たまるばかりでございますので、全国的に見てみますと、自治体では、そういった非強制徴収高裁権の管理マニュアルといった内容の部分について作成をされているというふうに聞いておりますので、当町につきましても、そういったことにつきましても研究をしていきたいというふうに思っております。

ただ、さっき言いましたように、失業だとか、仕事の関係で、どうしてもなかなか、その期日に納められないといったことについては、当然、分納も私はありきだというふうに思っておりますし、特に役場の職員が、そうやってまいりますと、債務者の方はやはり身構えられて、なかなか

かそういったきちっとしたお話ができないというふうな状況でございますので、どちらかといいますと、行ってすぐ取ってくるんじゃないしに、ある程度コミュニケーションができるような、そういうことが必要なかなというふうに思っております。そういうふうなことで、平成20年度から、とりあえず行ったら行った段階でどういうふうなことなんだというふうなことはつけといてくれということで、担当の方には行った内容について、一応コメントを書くようにさせていただいております。

こういうふうなことに基ついて、先ほどの失業だとか、そういったことが当然わかってきたわけでございます。今後、そういうふうな方について、いろいろとお話をさせていただく中で、さっき申し上げましたようなこと、分納について当然、まあいうたら考えていきたい。できるだけいうたら徴収の方が滞らないような格好でお世話にさせていただきたいというふうに考えております。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） もう時間がありませんので終わります。一つ大変難しいと思いますけれども、今後とも徴収の方に一つご努力をお願いしたいなというふうに思いました。これで質問は終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

井田議員。

9番（井田義之） それでは、20年度決算について質問させていただきますけれども、先ほど糸井議員が言われましたように、私もきのう午後、欠席をさせていただいておりますので、重複する部分があってもお許し願いたいというふうに思います。

まず、全体的なこととしてお尋ねしたいというふうに思います。以前から糸井議員が主要施策の成果報告書をつけるのが法にかなっておるということでは言われました。今回、参考資料の中に成果報告書という名のもが入ってとるわけですが、その言い方が悪いですが、名のもが入っておると、私はこれを成果報告書というふうには見られないのではないかなというふうに思っております。これは、あくまでも事務報告書ではないかなというふうにし、私は理解できないんですが、そこで町長にお尋ねいたします。

先ほども一応、まずまずの決算ではなかったかなというふうに答弁をされましたが、20年度の町長としての主要施策、これは何と何とであって、その成果については、個別的にどういう判断をされておるのか、三つでも五つでも結構です。町長がされようとされた主要施策、それに対する成果をお尋ねいたします。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） まず、財政の健全化ということが一番、一つ大きな内容でございましたので、行政改革、大綱に基づく、そうした計画を町民の皆さんと一緒につくらせていただいた、それをまず一つずつ成果を上げるべく、それを大事にした中で施策を進めていくということが、まず一つと、その主な施策の中で、やはり公共交通の不便地区の解消ということが、一つの大きな課題でありましたので、できるだけそれを計画を立てて、それに向かって実現できればというのが、まず一つ大きなことでした。

それと、情報化の中で、そうした計画を立てましたけれども、じゃあ具体的に、それでは光フ



アイバー敷設工事をやっていくのかどうか、やるに当たってはどのような計画でやっていくのかどうかというのは、これ計画を持ちながらの中でしたけれども、それを進めていくということがまず一つの大きな目標でございました。それと、環境に関して、総合計画はできましたけれども、その中で、いろいろな細かい計画を立てていく中で、一つは、その環境の問題についての、そうした計画づくりがなかなか進んでいなかったということで、それなりに取り組むこと。

それから、また教育、保育のあり方というふうな形で、住民の皆さんに意見を聞き、それを方向性を出すこと、ですから、そのほかにも計画づくりというのが一つ大きな今年度の目標であったかというふうに思っております。その中でも観光振興ビジョンの作成、あるいは男女共同参画の計画の作成というようなことで、まだ、町がスタートばかりで、そうした大きな幹となる総合計画はできましたけれども、その先の道筋が見えてこないということで、それらについての計画づくりを、まず進めるというのが、今年度の大きな目標でございました。

それらについては、おおむねできたんではないかなというふうに思いますし、皆さんにもお示ししているように、行革につきましても、数字的には93%まで達成しているというような数値も出てきておりますので、それらについては、おおむね進められたのかなというふうに考えております。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 今、町長としての主要施策、その成果について報告をいただきました。最終的には、この参考資料等のまとめをしていただいておりますと思うんですが、総務課長にお尋ねをしたいと思うんですが、決算については、地方自治法の233条第5項に、成果報告書を出しなさいという条項があります。これは監査委員さんの意見書と全く同等の重みを持っておるんやないかなというふうに思っております。

やはり、そういう町長が言われたようなことを成果報告書として、やっぱり別冊でちゃんと出していただくのが、法にかなった処理ではないかなというふうに思っておりますが、これ企画財政課長の方なんですか、企画財政課長の方にお問い合わせいたします。

議 長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

主要施策の成果概要調書ということで出させていただいております。法律で、こういうものを出しなさいという決めはありますけれども、その様式等については一切触れられていないと、それぞれの市町村で考えればいいということでございます。

教科書に書いてありますのは、概要調書というものは、きっちり成果として数字で出すもんだと、文章を並べて書くのはまずいということを書いておりますので、私どもは出しておりません。以上でございます。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 数字で出していただいたおかげで、我々はこれを見せていただいたらよくわかるということで、大変ありがたいわけですが、その数字の羅列が主要なんでしょうか。結局、成果概要調書ということで、報告書とはなっておりませんが、この参考資料の97ページから後、べったりと成果報告書という格好に受け取るとしたら、本当に、これが主要なのかどうか、主要施策報告書ということであれば、ここまで、これ目次にも書いてあるんですね。主要施策の

成果概要、これ概要ですか、私が、そういう意味からしても、やっぱり事務報告としか受け取れないわけですね。今、町長からお聞かせいただいて、財政再建だとか、環境だとか、耐震の問題だとか、いろいろな点で、私はやったというふうに聞かせていただきました。やっぱりそれが、私は概要だろうと思いますし、それからこの後、企画財政課長とやりとりしていても一緒だろうと思うので、町長にお尋ねをいたします。

町長、20年度の予算編成のときに、予算編成方針というのを出示していただきました。その中に、私ここへ、きょう、質問の順番が回ってくると思ってなかったの、持ってきてなかった悪いんですけども、その町長が施策として、これだけはやらなければならないと言われたことと、先ほど言われた五つの内容とは合致しておるといふふうに町長はお考えですか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 私が答えたら、また一緒だということで、別に求められなかったんですけども、ただいまご指摘をいただきましたので、申し開きをしておきますと。やはりこれは法律に基づく決算ですね、ですから、政治家が約束しておる主要事業のみの成果を出すというふうなのはないはずで。いわゆる町全体の決算の中の主要と思われる事業の成果を出す、これが議会で承認を得る決算の主要概要だという、私どものは考えでございますので、ご理解がいただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 私自身も全部覚えていないんですけども、一つ言えますことは、それぞれ具体的に、これをする、あれをするという書き方ではなしに、経常的な経費をできるだけ削減するようにだとか、そういう指示も含めた予算編成方針になっているというふうに思っております。ですから、そうした意味では、町の計画であります総合計画、また、それに基づくいろいろな計画を進めていくということが、この年度内に、どうしていくかということが一つ示させていただいた方向だというふうに思っておりますし、それに基づいて具体的に、じゃあ何をどうしていくかということにつきましては、それは総合計画に基づいた中での執行になっていくというふうに考えております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） 大ざっぱな質問になってしまいますので、あと、町長は財政の健全化を一番に上げられました。監査委員さんからの意見書が出ております。この意見書の中でも、前から私も何度か申し上げておるんですけども、経常収支比率の問題です。後の数字については、一応、良好に推移をしておるといふ見方を監査委員さんもされておられますが、経常収支比率については前にも、これを参考にしながら私、申し上げましたけれども、臨時財政対策債を除くと100.7%、前年よりも少しはよくなるとは思いますが、財政の硬直化を見る中で、この数字が一番大切な数字ではないかなというふうに思っております。そういう中で、この数字が財政健全化と言えるのかどうか、この点について町長の見解を伺っておきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 健全化を第一の目標にではなくて、健全化を図りつつ大事な仕事をやっているということでございます。

今回、こういう数値にはなっておりますけれども、この中身を見てみますと、おっしゃる部分

で、職員の、非常に給与のカットだとか、そういうことでもってなった部分が多いわけですから、経常経費を削減するためには、ほかの方法もいろいろとあるわけですし、それらについても真剣に考えていかなければならない、それには町民の皆さんの協力ももちろん必要になってくることでございますので、これが決してベストの状態だというふうには考えておりません。少しでもベターになるように、よりよくなるように、そういう方向でもって進めていきたいという思いでございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 再度、町長に、その経常収支比率についてお尋ねいたしますが、町長は、マニフェストの中で経常収支比率95%という数字を上げられておられました。私は、この議会の中でも95%というのは余りにも高過ぎると、せめてやっぱり90%以下を目標にさせていただいたらいいんじゃないですかということで申し上げた経過があります。今回は95.1%ですか、前年度よりも0.5ポイント下がったということで、監査委員さんも評価をされておられます。さっきの臨時財政対策債は別にして、それで、やはり地方自治体の運営の中で、やっぱりせめて経常収支比率については、90%台を切るというのが、私は健全なあれだろうというふうに思うんですが、町長の目標は今、途上だと言われました。町長の目標は90%を切るという目標設定というのは、町長の頭の中ではやられておるのかどうか、あくまでも95%ということで満足されておられるのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 経常的な数値だけで見ますと、できるだけ低い方がいいというのは、これはだれもがわかることですが、マニフェストに述べましたのは、この4年間の間に、私が預らせていただいている間に、そういう数値まで持っていきたいという目標でございますので、できるだけ経常的な比率が低いということは、いいことだというふうには思いますけれども、それだけ柔軟な財政運営ができるということですが、そこへ至るまでの要因といいますか、あれは非常に困難な部分がたくさんあるかと思えますし、それらを一つ一つ解決していくといえますか、できるだけ経常的な経費をふやさないようにする。しかし、大きなことをしようと思えば、そういうこともしなければならぬという、そういうバランスの問題だというふうに思いますので、お答えになったかどうかわかりませんが、できるだけ低い数値になるような努力は必要かというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） こういう経済情勢の中でもありますし、大変、数字だけで言うと簡単なんですけれども、実際には今、町長が言われたように復興的な問題がいっぱいありますので、大変難しいとは思いますが、やはりこの近辺でも、目標としては90%以下を全部目標にされておられます。やはりその辺の目標の中で、いわゆる課長さん方に指示を出されながら、なお一層の健全化に向けて頑張っていただきたいなという意味で質問をさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

後、行財政改革の部分があるわけですが、これも4年間で20億円という格好の行財政大綱の、あれがありまして、いろいろと努力をされた成果もいくらかはあるんだろうというふうに思っておりますけれども、これについては、町長としては20年度の決算は、これは満足だ

というふうに思っておられるかどうか、その件もお尋ねしておきます。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 決して満足だとは思っておりません。しかし、目標であったことに対しましては、辛うじてクリアできたかなというふうに思っております。しかし、こういう厳しい財政状況の中ですので、それだけにこだわって、住民の皆さんの生活を守ることができないこともございますので、やはりそこはメリハリをつけた中での手だてをしていく必要があるというふうに思っております。しかし、全くこれでよかったということにはなっておりません。おおむね及第点はいただけたのかなというふうには思っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） 大変厳しい状態の中なんで、施策的にも最終判断も、大変難しいだろうというふうに思いますけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それで、歳入の部分で、きのうも質問がありましたけれども、未納不納欠損、ちょっと税務課長にお尋ねをいたします。

結局、税について納入の方法が変わりました。納入の方法が変わって、大変皆さん困っておられます、実際には、だけど、それを変かえるときに、この新しい制度にすると町の職員、税務課の職員としては、集金に回りやすい、未収整理、滞納整理に動きやすいという、町民への説明が、まだ足らぬのやないかという意見がある中で、新しい方法の方が滞納整理も未収金整理もできるんですということがありました。実際には、数字が逆にいっております。逆にいっております。これについては、何がその原因なのか、お願ひいたします。

議長（森本敏軌） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） ご質問の趣旨でございますが、集合徴収を税目別に変更させていただいたという。

9番（井田義之） 別にしたやつ、二月に一遍にしたやつ。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思っております。

税金につきましては、以前は集合徴収ということで、国保税を含めまして10期に分けて徴収をさせていただいておりました。そういう中で、いろいろと中での割り振りというんですか、いろいろな部分も混雑するという部分ありましたので、税目ごとに整理をしていくという部分で変更等、また、今後の流れと法的な部分等を踏まえまして、税目ごとの10期徴収を4期徴収という方向に変えさせていただきました。その中で税目ごとの整理につきましては、やりやすくなったという部分はございました。ただ、今おっしゃられますように、徴収の部分でなかなか、上がっていかないというご指摘だったというふうに思います。これにつきましては、いろいろな事情があるかと思っております。担当課の力が及ばなかった部分もあるかと思っておりますし、社会情勢等いろいろな中で、いろいろな要素があったろうというふうに思っております。

それで、今ご指摘の部分でございますが、どこに原因があったかという部分につきましては、ただ、これがこうだったから下がったんだということは言えずに、全体的なバランスの中で下がったんだらうというように理解をしております。私どもの努力が足らなかった部分も確かにあるかということは思っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） 谷口議員の質問でしたかいね、きばって未収の分についての質問もあったという

ふうと思うんですけども、私が聞いておるのは、結局、従来の収納方法よりも2カ月に一遍というような格好でやった方が、いろいろな、税務課の職員としては動きやすくなって時間ができるから収納の方に回れますということがあったわけですね。そういうのがあったんですよ。ところが結局、その結果として景気が悪い、いろいろな意味で、横ばいならまだ理解ができるんですね。今、町民の方々は、実際には納入の方法が変わって、喜んでおられるかた今でもないんです。もう毎月ばらばらの金を納めんなんと、前みたいに毎月同じ金の方がよっぽど楽なんだと。ところが今、もう実際に我々にもいろいろなあれが、あれになってからしんきてかなわんと言われる方がたくさんおいでます。だから、そうして無理に変えておきながら、収納率が低迷をするということは何ですかということ聞いておるんです。

議長（森本敏軌） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思います。

議員おっしゃられるように10期徴収から4期徴収、税務ことで、毎月じゃなくて、月がばらばらになると、5月が計上されて、6月になると町民税が出て、国保につきましては毎月いいですか、そういう部分について、一定、納付していただく納税者の方についての資金繰りというんですか、そういう部分でのついて結構の多くの、私も直接お聞きしましたが、資金段取りが、やりくりができるんだけれども、忘れてりだとかいう部分で、今月は幾ら用意しといたら、以前ですと毎月の大体の額が出ますので、毎月その額を用意しておけば、それで済んだけれども、ただ個別になった関係であって、この月の額と次の月は金額がまた違うと、また4期に分けた関係も1期の額がふえました。そういう部分もあって、いろいろと苦情なりをいただいております。それでお支払いをしていただいておりますが、極端にがたんと下がったという部分で、昨年もありましたが、98%そこそこで横ばいで推移してきておるという分については、4期徴収にかえたら大きな影響があったというように判断はさせていただかなかった部分でということ、それについても、以前お答えしたかなというように思っております。今の経済状況等、それから個人的な状況を踏まえますと、心配は以前からしておりましたので、そういう部分での率が0.29ですか、下がりました。そういう部分では影響はあったかなというように思っています。ただ、それが景気がよかったらどうかという部分も、またわかりませんが、今の状況でいって・・・納税者の方・・・一生懸命お世話になったんだなというよう感謝しております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） もう一遍、税務課長に聞いておきます。私には、いろいろな声があるんですけども、税務課長のところには、戻してもろた方がええけれどもなというふうな声は、今ありませんか。

議長（森本敏軌） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思います。

4期に変わってもそういう、先ほど申し上げました、そういう段取りだとか、そういう部分についての苦情といいますか、前の方がよかったなというふうなご意見はお聞きしております。そういう中で、元に戻してほしいというようなことについて、一応、希望的な部分はあるかもわかりませんが、そういう部分での多くの方が、そういう意見が税務課の方に届いておるといっていいのではないです。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 今、すぐどういうことはできんと思いますけれども、納税していただく方が、納税をしやすくなるような方法というのは、再度、私は考えていただきたいなということをお願いしておきたいというふうに思います。

次に同じく不納の分について、不納欠損やら未収の分について、建設課長にお尋ねします。

先ほどから、いろいろと出ております。きのうも出ておりました。保証人のことが何も出てこんですね。保証人への対応は不納欠損に入る前、また未収の方々の保証人、これは以前にも申し上げましたけれども、保証人が二人おいでるはずです。その保証人に対して、入らなければ、すぐ請求をするということ。それから、半年に一遍ぐらいは保証人さんに確認をとって、そして、もし私はもうやめると言われたら新しい保証人さんを探してもらおうとか、保証人制度というのは、そのためにあるんだということを、私は申し上げてきたんですが、保証人への対応というのは取られておりますか。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。

確かに今、議員がおっしゃいましたように、保証人さんのところに、例えば、今、債務者の方ばかりに重点がいておまして、今おっしゃいましたように、ご指摘されましたように、保証人の方になかなかいけてないというふうな状況でございます。

したがいまして、当然、債務を請け負っておられるわけでございますから、そういった点につきましても今後、やっていきたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 保証人の方ですね、前にも申し上げましたように、結局、保証をされて、もう何年もたつと、自分が保証人の判を押したということすら忘れておる方もいっぱいあるわけですね。それで、今、保証人の方ということでアタックしていただくということなんですが、今、どういう方法で、例えば1年たったら保証人さんに連絡を、入ってる方もですよ、入っておる方も保証人ということになっておるんですかと、書きかえがあるかどうかということなんです。金融機関あたりだったら書きかえがあつて、書きかえがあるときには必ずもう一遍保証人になっていただけますかという確認がくるわけですね。そういうこともしておかないと、ずっと入っておられて3年もたつて、わしは忘れておる、ところが家賃が入ってこん、あんた保証人だと言われると、困る方もあるわけですね。だから、そういうことができておるかどうかということをお尋ねしておきます。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 保証人さんについてでございます。例えば1年に1回、例えば保証人さん、おたく、そういうことになっていきますとねとかいうふうな、例えば更新だとか、そういうふうなことはしていません。ただ、何年かたつて、私、保証人をやめたいのですというふうなことがある場合につきましては、当然、まあいうたら次の保証人さんを探してくださいというふうなご指導をさせていただいております。例えば1年ごとに、そういうふうな更新の手続だとか、そういうことは現在は行っていません。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 例えば、命のお水である水道でも、いろいろな手続をとりながら、とめるとこまでやるわけですね。だから、やはり住宅というのは対価があるんですから、税の場合には、納めたからといって特別な対価はありませんけれども、でもやっぱり住宅なんかは対価があるものですから、その辺はしっかりと対応をしていただきたいなというふうに思います。

最後に、もう時間があれなんで、保育料ですね、これも担当委員会であるんですけども、この保育料の不納欠損というのは、我々には大体、余り理解ができませんことなんですけど、できたことは仕方ないとして、今後の対応ですね、今後、やっぱりこれをこのまま続けるわけにはいかんと思うんです。何か、会議をされたとか、検討をされるとか、そういうようなことはありますか。

議 長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 保育料の滞納につきまして、今後の考え方はというようなことがございます。

保育料につきましては、5年間で不納欠損の期間になっておりますし、また未納については、本当に未納の方のお家に行きまして、収納の方を言っております。これは課を上げまして、それぞれ担当を決めて、例えば8月とか、年度末とかいったことではなしに、もう常に言っていくという方向にしております。

と言いますのは、やはり毎月、毎月ふえ続けていきますので、一たんとまってしまうと、もう金額が、かなりの金額が毎月ありますので、ふえ続けておりますので、こういったことがないように、とりあえず目標としましては、現年度、一生懸命、まずもらいたいというようなことでやっております。新たな方策ということは考えておりませんが、一生懸命、誠意的に、なるべく折衝機会を持って収納していただくというようなことで、対策としては、いたしております。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 今回、この不納欠損でも5世帯5名分で69万円ですね。一人が11万何千円という不納欠損、かなりの大きな金額ですね。あと未納者35世帯42名あるわけですけども、このうち、きょうまでに入った金額があればお願いいたします。きょうまでの入った金額。これ3月31日、出納閉鎖のときかいな、その後、入ったがあれば。

議 長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この未納につきましては、資料的には、きょう決算の関係しか持って上がっておりませんので、調べまして報告させていただきます。

9 番（井田義之） はい、終わります。

議 長（森本敏軌） ここで休憩します。

午後1時30分再開します。

（休憩 午後 0時04分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

質疑に入りますまでに、建設課長並びに福祉課長から答弁の申し出がありますので、これを受けます。

西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

朝一番に浪江議員の方から防犯灯の、電気料の一括納入をすれば安くなるんじゃないかという

ふうな問いがございましたけれども、私の方がちゃんとした答弁ができませんでして、申しわけございません。

確かに、東京電力につきましては、口座振替をした場合等につきましても一括納入をすれば割引になるといった制度があるそうでございますけれども、関西電力につきましては、口座振替の場合につきましては、一括納入をしても安くならないといったことがわかりましたので、ご答弁をさせていただきます。どうもすみません。失礼します。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 先ほどの井田議員のご質問について、調べさせていただきましたので、報告をさせていただきます。

けさの参考資料の24ページの中ほどに、税外収入ということで、民生費の負担金ということで、保育料の現年度分と、そして滞納分と金額が書いてございます。20年度、新たに滞納になりましたのが、ここに書いてありますように402万500円と、それ以前の滞納が643万1,600円ということになっております。

20年度、新たに滞納ができました金額のうち、今までに収納をいただいておりますのが、50万1,500円です。それと、それまでの滞納分643万1,600円に対します、今までにお納めいただきましたのが20万8,000円ということで、合わせて70万9,500円を、出納閉鎖が終わった後にお世話になっております。以上、報告をさせていただきます。

議長（森本敏軌） それでは、質疑を続行します。

質疑ありませんか。

上山議員。

3 番（上山光正） 質疑に入りますが、一番最後ということで重複する面があろうかとも思いますが、よろしくをお願いします。

まず、ページ14ページの20年度決算におけますところの町民税の補正予算額が1,413万7,000円、それから不納欠損額が143万7,000円、この決算額を見ておりますと、この景気の後退というのは実に実感するわけですが、先日も可決されました議案第125号、これにおきまして補正予算で町民税が減額の4,333万4,000円、こういった非常に厳しい状況ですが、下期はさらに一段と厳しい状況になると予想されるわけですが、そこで、またいろいろな意味で行財政計画に沿った庁舎の建設の問題、また、学校統合の問題、それから職員の減数の問題、これ以外はですね、未執行のまま山積をされているわけですが、国においても政権交代によりまして、いろいろところで数字が動いてくるというふうに思うんですが、要は小自治体の意識改革、区ですね、これが非常に必要でないかなというふうに思います。

先日も、今田議員の質問の中で町職員が出向いてでも、やっぱりまちづくりのために住民サービスをせえという、こういった意見も一理もありますし、私もそのとおりだなということ思うんですが、やはり財源の、こうした不足する中で、みずからみずからを守る、本当の意味での、町長がいつもおっしゃっておられます自助、共助、公助ですね、これが今、問われているんじゃないかというふうに思うわけですが、そのための財源移譲を優先させる小さな分権、つまり区に移譲することが可能なかどうか、この点を町長に伺っておきたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 太田町長。



町 長（太田貴美） 将来的な話でございます。今、決算の審議をしていただいている中で、そこまで踏み込んで、今の段階でお話させていただく案というものは持ち合わせてはおりません。ただ、考え方として、先ほど来、午前中から言っていますように、経常的な経費を削減していくと、先ほどアジサイの終わった植え込みの手入れの話もありましたけれども、経常経費を削減していくということになりますと、やはり今までは、できていたけれども、やっぱり、そうしたところの細かい細部のところであっても、やはり削減をしていくという方向でその分、住民の皆さんにお世話になるというふうな、そういうお互いの協働がなければ経常経費というものも削減していけないわけですので、基本的には、やはり今後のまちづくりを考えていくときには、今、辛抱できるものをある程度辛抱して、将来の、非常に、財政のもっと厳しくなるときに備えて、やっぱり財源を確保していくということも必要だというふうに思います。しかし、100年に一度の、こういう大変な状況の中で、そればかりではいかない、やはりこの場を乗り越えてもらわなきゃならない、そういう事態でもありますので、その辺のところについては、十分、それらも考慮した上での予算執行をしてきたつもりでございます。

今後につきましての話につきましては、長いスパンの中で考えていかなければならない。また、そのときの状況、財政的な状況によって考えていかなければならない。そういう大まかなシミュレーションはありますけれども、今の段階でどうする、こうするということについてはちょっとお答えができないということでご了解がいただきたいと思います。

議 長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） 質問をかえます。

ページ25の町営住宅の使用料ですね、滞納が57万円。この内容なんですけど、これについてと、それから、あわせてページ245、町営住宅の維持管理事業、入居者審査委員報酬9,000円、これについて内容を伺っておきたいというふうに思います。

議 長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

まず最初に245ページの町営住宅の入居者の審査委員会の報酬についてでございます。

町では、入居募集をしました後に、それを取りまとめまして、審査委員会の方に、この人が・・・あるだろうかというふうなことで、審査をお願いしております。この審査委員さんにつきましては、区長さんの、全体の区長会の会長さんの方と、それから社協の会長さん、それから民生委員さんの方に、民生委員さんの代表の方にお世話になっておりまして、3名で構成をしておるところでございます。

今回、平成20年度につきましては、3回、そういうふうな審査委員会を開きましたので、その報酬費を上げさせていただいております。

それから、25ページの町営住宅使用料の滞納の57万5,000円、この部分が平成20年度で、過年度の部分を徴収をさせていただいた部分でございます。以上でよろしかったでしょうか。

議 長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） この滞納額の57万円、これが過年度分ということなんですけど、午前中もお話がありましたとおりですね、やはり滞納がふえる、こういったことがある背景にはですね、やっぱ

り入居者を、先ほど申し上げた審査、こういうことが非常に大事だと思うんですが、この区長会の会長さん、社協さん、それから民生委員さんですか、このお三方で審査をされてると思うんですが、この保証人関係から、いろいろな関係が複雑に絡まっておりますので、この辺のところはどういうふうに今後、改善していかれるのかなというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

入居審査委員会の方につきましては、そういった家庭の事情、あるいは住宅に困窮しておられます度合いについて、審査を受けるというふうになっております。

したがいまして、保証人さんにつきましては、ちょうど、どういうんですか、その時期と同時に、まあいうたら保証人さんの方の徴収もさせていただくというふうになっておりまして、該当されます方について、一応、保証人さんの方にしてますので、実際に、この入居の審査委員会の中で、保証人さんの選定までは審査は受けておりません。あくまでも住宅に困窮されている度合いの部分について、入居者の方が妥当かどうかというふうな判断をさせていただいているというのが実態でございます。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） その入居者の選定におきましては、やはり入られる方が区への協力体制ですね、こういうのが非常に低い方もあるんですが、こういうことも合わせて検討していただければありがたいなというふうに思います。

また、ページ53ページの地域公共交通活性化1.539万円、これの内容はどのようなことでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

昨年の3月16日から町営バスを発車しておりますけれども、そのバスの購入費ですとか、その他バスの附属品、そういったものに対する助成金でございます。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） そのひまわりバスですね、この費用対効果ですね、どれぐらいの利用者があって、今後どういうふうな方向に持っていかれるのか、わかりましたら、お尋ねしたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

3月からコミュニティバスひまわりを走らせておりますが、乗降客でございますけれども、3月が407人、4月が492人、5月が401人、6月が396人、7月が452人、8月が406人と、大体400人前後の皆さん方に一月町営バスを利用させていただいております。それに対しまして、収入額でございますけれども、3月が8万1,400円、4月が8万5,600円、5月が7万6,800円、6月が8万500円、7月が8万300円、8月が6万4,000円ということでございます。

一応、予算に、平成21年度の当初予算に計上しております運賃収入が45万円程度でございます。その額には、現在もう届いたということでございます。ここで費用対効果という話になっ

てくるわけでございますけれども、大体、1日平均18人から19人ということになるかというふうに思っております。

これが多いか少ないかという議論になってまいりますと、なかなかほかの地域バスの実態を調査しておりませんので、何とも言えませんが、まずまず足の交通不便地区の、車の運転できない方たちに、利用についてご協力をいただいている数字ではないだろうかというふうに、私どもは思っております。一応、1年間の実証運行を通じまして、さらにまた来年、改善できる点は改善をできて、運行を続けさせていただきたいというふうに思っております。

額的には1,000万円をちょっと超える程度の運行委託料が要るわけでございますけれども、現在は2分の1運行料に対して、国からの助成がございます。残りの80%については、特別交付税措置がございます。国の補助金が3年間で、きているわけでございますけれども、4年目からは特別交付税で、運行経費の80%を算定すると、こういう制度になっております。

交通不便地域についていきますと、非常に町長に対して感謝の言葉がいただけるところでございます。私どもの課といたしましては引き続き運行をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3番（上山光正） ページ73の加悦庁舎等管理事業、それから75の野田川庁舎等管理事業の、この清掃作業員ですね、これの仕事の内容を、まず、お尋ねしたいと思います。

議長（森本敏軌） 和田加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（和田 茂） ご質問にお答えをしたいというふうに思います。

決算書の75ページの方に加悦庁舎の管理事業が上がっております。その中の清掃の関係ですが、これにつきましては、年度によりまして変わるわけですが、20年度につきましては、事務室のフロア内のワックスのかけかえをさせていただいたということでございます。

議長（森本敏軌） 宇野野田川地域振興課長。

野田川地域振興課長（宇野準一） お答えさせていただきます。

清掃の内容でございますけれども、身障者の方を1名雇用しております。朝の7時15分から15時45分までの勤務でございます。主に庁舎のフロアの掃除、それからガラスふき等でございます。それから、あとごみの処分ですか、そういったこともしております。以上でございます。

議長（森本敏軌） 和田加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（和田 茂） すみません。答弁が漏れておまして、清掃作業員の方の賃金の、作業員さんの内容でございます。これにつきましては、この加悦庁舎、それから隣接しております元気館、それから、これも隣接しています有線テレビの入ってます別館、この三つの施設を曜日を区切りまして、それぞれトイレの清掃ですとか、フロア並びに階段等の清掃を、臨時の方に週4日間、午前中お世話になって、掃除をお世話になっております。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3番（上山光正） そうするとですね、加悦と野田川庁舎の、内容的には大分異なるんですが、賃金として、かなり野田川庁舎の方が高いわけですが、これはどういうことが起因しているんでしょうか。

議長（森本敏軌） 宇野野田川地域振興課長。

野田川地域振興課長（宇野準一） お答えいたします。

総務課の方からの指導でございまして、時間単価が800円、それで1日の勤務が7.5時間、1日が6,000円の賃金になります。あわせて通勤手当として1日1回75円ということでございます。それから週5日勤務でございます。以上でございます。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3番（上山光正） この最低賃金の800円というのは京都府の最低賃金より、確か、これ高いように思うんですが、この辺のところはどうなんですか。

議長（森本敏軌） 答弁できますか。

ちょっと休憩します。

ここで休憩します。

（休憩 午後 1時53分）

（再開 午後 1時55分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

大下総務課長。

総務課長（大下 修） すみません。時間をいただきましてありがとうございます。

細かいことは後ほどちょっと再答弁をさせていただきたいと思うんですけれども、その作業員さんで賃金の表を持っておりまして、その単価は780円でございます。これは庁舎だけというんじゃないくて、難度が低い方は780円、それから、やや高いが850円、それから難度が高い方は930円という、そういう単価設定をしております。それプラス先ほども申し上げましたように通勤手当加算分等がございますので、今、申し上げました800円というふうになっているということですが、もう少し細かいことは、後ほど答弁させていただきたいと思います。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3番（上山光正） こうしてね、障害者の皆さんも仕事があって、そこそこの賃金をもらっておられるのはいいんですが、さてですね、費用対効果ということになってくるときに各庁舎、岩滝も含めてですが、各庁舎の玄関口、庁舎の周辺、これは非常に人目にもつきやすいということで、この辺のところの心配りがですね、この作業員さんではちょっと無理かなと思うんですが、この辺のところは、どのように考えておられますでしょうか。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 議員さんの目には、そのように映るのかもわかりませんが、その辺については、本庁でしたら総務課が目配りをしますし、野田川庁舎でしたら、野田川地域振興課が目配りをして、できていないところは指導するというようなことでございますし、それから舞鶴の方から、そういうサポートをする、舞鶴の方にセンターがございまして、その方も、たまに来ていただいて、指導をしていただいておりますというのが現状でございます。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3番（上山光正） 指導の内容をもう少し徹底していただきたいな、本当は言いたくないんですが、過日、この町民健診が岩滝の保健センターであったわけですが、その折にですね、やはり清掃が行き届いていなかったと、この町民健診でありますので、大勢の方がいらっしやると、そういう

中で少し保健婦さんに耳打ちをして、お昼休みに掃除をしていただいたらどうですかということをお願いしましたところ、早速、対応はしていただいたんですが、やはり指導性というところをもう少しですね、しっかりとしてもらわなければ、各庁舎とも、やはり玄関が一番大事ですし、庁舎内も大事です。民間の家でも、まず玄関を開けたらその家の内容がわかるというぐらい大切なことだと思いますので、もう少し、この辺の指導を徹底をお願いしたいというふうに思います。この点はいかがですか。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 今後、気をつかまして、指導をしていきたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） 79ページの自治組織支援事業ですね、これはどういうものなのでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

住民自治活動支援事業ということで、自治振興補助金とコミュニティ補助金を交付させていただいております。上段の自治振興補助金につきましては、各自治区等の集会所の整備ですとか、イベントですとか、そういったものにつきまして、一定補助をさせていただいておるというのがございます。

下のコミュニティ補助金につきましては、これは自治総合センターの宝くじの収益金を活用いたします宝くじの助成金でございますが、平成20年度は加悦公民館の備品整備に130万円、四辻地区の祭事用備品につきまして250万円、合わせて380万円を交付させていただいているところでございます。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） すみません。今、聞き漏らしたんですが、この自治組織支援事業の内容です。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 主に自治組織、いわゆる加悦でいきますと後野地区ですとか、加悦地区ですとか、そういった区がございます。それから、野田川にも三河内ですとか、岩屋だとかあります。岩滝ですと東町ですとかあるんですけども、そういう自治区等が実施をされます集会所の整備ですとか、あるいは、いろいろな夏まつり、イベント関係がございますが、それらに対しまして補助金の交付をさせていただいているということでございます。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） 次に81ページの京都府丹後半島振興期成会負担金1万円、これについてのご説明をいただきたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

京都府丹後半島ということでございまして、昔の1市10町の範囲、今でいきますと2市2町でございますけれども、そこが丹後半島の振興について期成会を設置して、1万円の負担金を支払いをさせていただいたところでございますが、活動といたしましては、要望活動が主でございます。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） そうすると、今も、この半島振興に沿って要望活動がされておるわけですか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

全首長がそろって要望に行くということはないですけれども、いわゆる期成会長が主に要望書を国の方に提出したり、そういう活動が続いているということでございます。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） 質問をかえて、ページ153ページの健康診査事業ですね、これの19年度比で、20年度はどういうふうに数字が動いたか、課として満足度はどれぐらいだろうかということをお尋ねしたいと思います。

議長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 決算書153ページの中ほどでございます健康診査事業でございます。これにつきましては、19年度と比較しますと総額では1,600万円ほど減額となっております。その理由といたしまして、この中で特定検診というのが20年度制定されまして、それが国保会計の方に異動したというふうなことが要因でございます。それを除きまして、13委託料の健康診査委託料、それからがん検診委託料等を見ますと19年度、それから20年度と、従来から無料という形で、町民の皆さんに受けていただくようご案内もさせていただいております。それから日曜受診でありますとか、足の困難な方に送迎とか、そういういろいろなサービスといたしております。そういうものも加えながら受診率が少しでも上がるようにというふうに対策を練ってまいっております。それで結果といたしまして、そう大きな受診率の伸びというふうなものはないんですけれども、近隣の市町村に比べると、受診率の高い位置で推移しているということでございます。以上でございます。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） その中の、ただいま申し上げられました委託料、がん検診委託料ですね、これに関連してお尋ねをするわけですが、直接、この20年度の決算等は少しずれますけれども、子宮頸がんですね、これを近々にちょっとテレビの報道で、ちらっと見たことがあるんですが、内容的にはよくわからないですけれども、ワクチンを承認するというような報道がされておったわけですが、これ従来の検診では非常に受診者の抵抗が強かったということで、このワクチンの使用によって20代、30代、40代、ほか婦人の方々の検診希望者がふえたと、急増と聞いているわけですが、これ外国では、既に承認されて結果が出ているわけですが、この与謝野町の検診事業にも、こういったことの通達があれば、大きく変わってくると思うんですね。この辺についての情報は、ありましたらお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。

議員、申されますように、先日、新聞報道等で子宮頸がんのワクチンが国の方で承認されたというふうな報道がございます。それで、年内にも国内販売がされるというふうな記事でございます。このワクチンにつきましては、海外では98カ国で承認されているというふうなことと、日本での臨床実験でも10代、20代、若い年代の女性について臨床試験の結果、予防効果などが確認されているというふうな新聞記事を読ませていただいております。

その中で、今の段階では任意接種というふうなことで、希望者が自己負担の中で受けていただけるというふうになるようでございます。その金額につきましては、半年間で3回、接種が必要されとる中で、三、四万かかるというふうなこともお聞きしております。

今の段階で任意接種ということですので、町といたしましても、いろいろな予防接種がございますが、厚労省が示しますガイドラインに沿った形で、その予防接種について町では対応しているというところから、現時点では、このようなワクチンが承認されたというふうな段階で情報を収集しているという段階でございます。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） 次に、ページ275の負補交ですね、これ補助金なんですが、ヘルメットの購入補助金27万円の内容ですが、これによって、安全指導も含めての効果はどういうようなことが……。

議長（森本敏軌） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 議員のご質問にお答えをしたいと思います。

ページ275ページの負補交のヘルメットの購入補助金でございます。27万7,500円ということで、この項目については小学生の新1年生へのヘルメットの購入補助ということでございます。教育委員会としましては中学生、新1年生の入学の記念品というんですか、それについても補助を出しております。ページでいいますと255ページでございます。255ページの報償費で記念品等とございますが、ここの部分が中学生の補助でございます。今、議員からもありましたように、交通安全の目的も兼ねた町からの入学のお祝いということで、新1年生、体も大きくなり、小学校に入り自転車を利用するということで、安全対策ということで、この補助金を出しております。金額補助ということで各学校へ補助金を出しております。学校の方でも定期的に交通指導、それから自転車の点検等もしております、交通安全につながっているんじゃないかというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） 金額補助されているということなんですが、そうすると与謝野町に、ヘルメットを扱う業者、こういう業者も数あると思うんですが、すべての生徒さんが、こうした、与謝野町の販売店で購入されているかどうかという実態はおわかりでしょうか。

議長（森本敏軌） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えをしたいと思います。

すべての学校についての購入先については、全体を把握をしておりません。学校によっては、学校で一括保護者からの希望を聞いて業者から購入する。それから、ある学校では個々で購入され、その金額分を補助するという形になっておりますので、全体についての、小学生については把握はできておりません。

それから、中学校については現物支給という形になりますので、町内の業者さんから一括で購入をしております。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） そうすると、私が聞いたのは新小学校の1年生のことだと思うんですが、地元の業者からの購入じゃなくって、スーパーからの購入で、その領収書を持って、この補助にかえて

いるようですが、しかし、趣旨的にいうと、やはり地元の業者のところで購入するというのが趣旨ではないかなと思うんですが、これはですね、やはり学校ごとに徹底して、この先生がかわると申し送りがうまいこといかなという点もあろうかと思しますので、この辺の改善が必要かと思うんですが、その点はいかがでしょう。

議長（森本敏軌） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えをしたいと思います。

確かに、議員さんご指摘のように、今後、こういった不況の状況ですし、町内の業者さんから購入するとか、そういった購入方法についても今後、検討していきたいなというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 上山議員。

- 3 番（上山光正） その件はいいんですが、次はですね、京都府自転車軽自動車商業協同組合というのがあそうなんですが、これが、このシールでしっかりと書きとめてあるんですが、この安全指導も含めて業者さんにはお世話になっているということで、各年次、業者さんが来て自転車の点検をされて、そして、この絵符に整備項目ということでブレーキ、または、ベルだとか、ハンドル、ペダル、車輪とか、チェックをされて、そして自転車につけて父兄にお渡しをされとると思うんですが、もうまた、この半券の自転車整備済書というのは、かためて京都府の方へ出しておられるように思うんですが、ところが町内の業者さんが1件も、この整備をされたことがないというようなことを、調べるとお聞きするんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。

確かに、業者の組合の方々から自転車の点検をしていただいております。そしてまた、その組合の方からも、今、議員さんご指摘のようなことも聞いておりまして、校園長会を通じまして、せつかく自転車の点検をしてもらい、そして危険を防止するように修理、要修理ということは指摘されているわけですから、修理してもらうように指導するよう校園長会議では指導をさせてもらいました。以上です。

議長（森本敏軌） 上山議員。

- 3 番（上山光正） やはり、今、教育長がお答えになったとおり、子供の安全確保ということを第一に考えていかなきゃならんと思うんですが、せつかくこうして業者さんが親切に無料で、ボランティアで自転車の整備をしていただくんですから、これヘルメットとあわせてですね、自転車整備の方も力を入れていただきたいなというふうにお願いしまして、質問を終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

1 回目よろしいですか。

それでは、勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） それでは、決算にかかわりまして2回目の質問をしたいと思います。

初めに、税務課長さんにお伺いします。先ほど井田さんから集合徴収等のお話でしたが、現在、口座振替の割合というのはですね、今、税目別徴収なんですが、口座振替の割合ですね、これはどのようになっていますか、納税者の。

議長（森本敏軌） 日高税務課長。



税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思います。

正式な割合について、ちょっと今、資料を手元に持っておりませんので、ご返答できませんが、以前、4集合徴収から4期に変更、それから全納報償金を廃止させていただきました折にも、再度、希望を募ってご案内をさせていただきました。それで、全納報償金等なくなった部分と、それから税目ごとになったということで、全納の分がなくなりまして、全納から期別振替に変更という方がほとんどということになっております。それで、税目につきましては、一つの税目ではなくて、すべての税目について口座振替という形になっております。多分、6割程度の方が口座振替を利用というふうに認識をしております。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 私、なぜお聞きしたかといいますと、税務課の方で熱心に徴収活動をやっていたいておりまして、告知放送にも、いつが締め切りですよというものが入るわけですね、私のところへ住民の方からみえるのは、どうも昔のテレビのコマーシャルのように、あのときだけ音が大きくなるのではないかと、こういう人がありましてね、一体、普通徴収の割合というのとですね、それから口座振替とがどんな割合なのかなということがお聞きしたかった。前の課長さんのときは、こういう答弁されとるんですね。今はもう口座振替の時代でございます。いろいろな、これからの納税方法についても電子化の方向に進んでいくと思いますけれども、そういった事態でございます、税目ごとに処理していくのが今の時代に適している、ということで、税目別徴収になったと、こういうことなんですね。集合徴収を続ける時代ではない。こういう課長、議会の中で、これは臨時会ですけれども、答弁をされておりまして、ここでこういう税目別徴収になったと思っておりますが、一つですね、そういった格好で、できるだけ口座振替に移行するように頑張っていたきたいと、このようにお願いしておきたいと思っております。

それでは、次に、これは企画財政課長になろうかと思いますが、電算にかかわったての関係で質問をしたいと思っております。

先ほど、浪江議員さんからありまして、もう少しですね、お聞きをしたいと思っておりますので、決算書の85ページですね、この中にプログラムネットワーク設定委託料2,881万7,250円、この委託がされておるわけですが、私もなかなかお聞きをしたところでわからないですけれども、この内容についてですね、少し説明をしていただけませんか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

プログラム・ネットワーク設定変更委託料でございます。総額が2,881万7,250円でございますが、内訳は総合行政情報システムの税制改正が296万1,000円、ネットワークサーバー構成等変更業務、これが178万7,100円、それからネットワークの追加作業、これは診療所でございますが5万2,500円、それから、後期高齢者医療制度に伴う国民健康保険システム改修が1,261万6,800円、それから、後期高齢者医療制度対応、平成20年度分でございますが1,089万5,580円と、こういう内訳になっております。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） これは課長、毎年ですね、このぐらいな金額が必要だということになっておるんでしょうか、そのこのところ。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

毎年ということにはならないと思っております。臨時的な経費ということで、後期高齢者の医療制度に伴う、いわゆるそれに対応することがございますので、何か今度、後期高齢者が何か廃止とかというような話もあるんですけども、そしたら、また要るのかなという気はしますけれども、そういう状況でございます。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 現在のシステムに変わりましたのが、合併をする前の年に、これに変えられてですね、このときのお話を聞いておりましたのは、いわゆる現在のKKCシステム、これが1億1,830万500円という入札がありましてですね、年間、経常経費が414万1,200円と、こういうことだと思うんです。

それから、京都府町村会のトライ・エックスのシステムが1億3,342万2,000円、年間経常経費が527万757円ということで、だから金額が安いからと、こういうことになったんですが、ところがですね、今、課長がおっしゃった、このプログラムネットワーク設定委託料がどうなっておったかということを見ますと17年度、これは岩滝町に出てるんですが525万2,100円なんです。これは規模が小さかった。ところが18年度は447万5,625円、19年度は2,821万8,000円、出ているんですね。今年20年度で2,881万7,000円ということで、どうも、こういうことが形状化していくのではないかと。だから、もともとこの電算に切りかわります折に、以前は大部分の町村がKKCでやっておりまして、ところが町長さん方が、ご相談をされて、非常に高いではないかということで、北海道町村会を視察をされまして、そして、北海道の町村会がおやりになつるパソコンを主体にしたシステムが圧倒的に安くつく、こういうことで、これを導入を決められまして、町村会の中にトライ・エックスという新しいブランドを立ち上げられた、野田川町さんからもですね、職員が派遣をされて、これに携わっておられた。そして、そういう結果、この最後のところになってから、このKKCのシステムにこうなつたと、こういうふうに思っておりますね、したがって、あんまりほんまに安かつたのかなという点で疑問があるものですから、ちょっとお尋ねをしておきたい。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

勢旗議員ご指摘のとおり、合併前にKKCか、それとも町村会のトライ・エックスでいくかということにつきましては、随分議論をいたしました。そういう、結果的に経費面、これでKKCに軍配が上がつたということでございます。そういう、いわゆる最初は安いけれども、後から高くなるん違うかということもございました。ございましたけれども、私ども今まで合併して3年半以上たつわけでございますけれども、このシステム改修ですとか、そういったことについては、先ほども申し上げましたように、後期高齢者医療制度に伴ういろいろなプログラムの変更だとか、いわゆる、やむを得ずといいますが、国の制度改正等によりましてやむを得ずやらなければならないというそういったことによって、年度間の凹凸があるということでございます。

一応、金額的にも見積書だとか、そういったものも提出させておりますし、適正な単価で、

それは推移しているというふうに考えております。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 今から、もう特に申し上げませんが、いわゆる、けさも井田議員から指摘がありました集合徴収のシステムとですね、今度の、この電算の導入等に非常に密接な関係があるということだけ申し上げておきたいと思っております。

それから、もう1点、課長をお願いいたしますのはですね、いわゆる電算関係、ソフトウェアの契約を見てもみますとですね、その契約のですね、保証期間が1年あるわけですが、それ以前に、この補償の損害賠償を請求をする場合ですね、いわゆる検査を受けてから30日以内でですね、実際の補償請求をしなければならぬと、こういう契約になっているのではないかなど、ところが実際には、このシステムが入って10日間の間に検査をしてですね、それから1カ月の間にしか、この補償請求ができないということになりますと、例えば、この規模の市町村でいいますと、1年か2年たってみたら、そのシステムが完璧がどうかかわからないということがあるんですね。一たんさっと動いたから大丈夫、そういうものではないと思っておりますので、この項目につきましてはですね、課長、現在どういようにお考えかわかりませんが、ぜひ私は見直していただく必要があると、このように思っておりますが、これは課長、どうでしょう。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

今、ご質疑の件につきまして、ちょっと私、それを確認いたしておりませんので、また確認をいたしまして、そういう内容であれば、そういう改正といえますか、是正が可能なかどうか、十分検討させていただきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 何しろ特殊な分野でございまして、なかなかですね、このことがわかりにくいわけですが、ぜひ、これからできるだけ委託料の経費の節減を図っていただくということで、一つご努力をいただきたいなと思っております。

次に建設課長にお尋ねをします。決算書の187ページ、以前から、これにつきましては申し上げてるわけですが、地積調査の関係ですね、ことしの決算で、20年度の決算で46万4,622円と、こういうことで決算が打たれておまして、旧桑飼村の整備をしていただいているということで、非常にご苦労と、こういうふうに思っているんですが、もともとですね、地積調査については、私も何回も申し上げて、要望が、住民の要望があるもんですから、そういうふうに申し上げるとんですが、京都府はですね、今、全国レベルでも、全国の下から2番目ぐらいだと聞いておるんですが、京都府はこれについてはどういう指導を、課長、されておるんですが、その辺のことをお願いできませんか。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

確かに、今、議員がおっしゃいますように地籍調査事業、いわゆる国土調査の関係につきましては、全国的に見ますと京都府は下から2番目というふうに聞いております。この地籍調査の部分につきましては、早いところで昭和40年代から地籍調査が始まったというふうに聞いておまして、全国的には90何%進んでいるというふうな府県もあるというふうに聞いております。

しかし、この地籍調査につきましては、大変な労力がかかるというふうになっておりまして、特にいうなら境界の確定等をきちっと、いわゆるくい打ってしまうといったこともございまして、なかなか進んでいないというのが現状だというふうに思っております。

京都府におかれましては、こういった点について、私どもの建設課の方にも行って、実際どういうふうな状況なんだということを、問題点は、どこにあるんかというふうな聞き取り調査もされております。

私どもにつきましては、一つには、なかなかそこまで人間的な配置をするのが難しいというふうにお答えをさせていただいておりますと同時に、今はどういうふうになっておるか分かりませんけれども、いわゆる人件費が事業の中で見られないといったこともございまして、その点について従来、進めていたときには一つの問題点があるというふうに京都府の方にも申しておったというふうに記憶をしております。

今現在、建設課につきましては、今現在、桑飼工区の、ようやく香河の部分の測量が終わりまして、今年度、改修の閲覧をさせていただきたいというふうなことで現在、進んでおります。

議長（森本敏軌） 質疑の途中ですが、勢旗議員、ちょっと休憩したいと思います。

2時50分再開します。

（休憩 午後 2時32分）

（再開 午後 2時50分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

勢旗議員の質疑を続行します。

勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、建設課長に、今の地積調査にかかわって、最後に1問でお願いしたいと思いますと思っております。

今、課長お話の中で、なかなか体制が整わんと非常に苦しい、無理なんだということがありまして、私もそのことは事実ですね、加悦でやっておった例を見ますと無理だなと、これは思うんですが、平成18年から、いわゆるほとんどの部分が外部委託が可能になりました。としますと、仮に外部委託の場合は、今ぐらいの体制で、職員体制としてはいけるのではないかと思います、そこのところ課長どうでしょう。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。

平成18年から、確かにそういった制度が出てまいりました。私どもが平成16年ぐらいのときに地籍調査、いわゆる法務局の方までの認証を上げるというふうなことをさせてもらう中でも、そういった土地家屋調査士さんを使うだとか、そういったことで認証まで上げてきたというふうな経験がございます。

しかし、それにいたしましても、やはりくいを打って、やはりきちとした境界を設定しなければならないといったことになりましては、地元の方だけでくいを打つ作業というのは、当然、無理な話だというふうに思っておりますし、また、当然くいを打った後の測量等につきましても、やはりくいの、いわゆる番号をずっと打っていかなければならないというところもございまして、また、官民との境というのは当然、町の方が立ち会っていかなければならないというふうなこと

が生じてまいります。

また、旧加悦町のときには、3年間を一つのサイクルとして事業を進めていたというふうに思っておりまして、一つの地区が3年間で終わるといった内容のスケジュールで調整をしていたというふうに思っております。

したがいまして、事業が重複をしておりますと、そういったサイクルの部分につきまして、今の、例えば二人だとか、三人だとかいうふうな体制じゃないと、そういうふうなサイクルで仕事をするということは無理なんだろうなというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） なかなか大変な仕事ですが、ぜひですね、この庁内でも十分論議をいただきまして、前向きに、ご検討がしていただきたいなと思っております。

次に農林課長にお尋ねをしたいと思います。

参考資料の134ページですね。自然循環農業推進事業でございますが、昨年も補正予算がされたときに、かなり議論になりました、いわゆる株式会社グレイン・エス・ピーですね、ここが参考資料でも、いわゆる豆っこの販売促進のですね、ここに業務を委託しておると、こういうふうに記載をされておるわけですが、そのときにお聞きしておりましたのは、何かイベント会場で配るような資料を100万円つくるといってお話だったような気がするんですが、実際に、このグレイン・エス・ピーがですね、こういうことで、課長の方がお書きになっております、販売促進の業務委託、そういうことではですね、どういう実績になっておりますか、そのところをお願いします。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

昨年の12月だったかと思えますけれども、補正予算で自然循環農業に100万円の委託料をお認めいただきまして、以後、年が明けましてから、若干、5万円は別の予算から流用いたしまして105万円、100万円と消費税で契約をさせていただきまして業務をお世話になりました。中身としましては、大きく三つございまして、一つは京の豆っこ米の販売促進計画の策定をお世話になりました。

それから二つ目には、その販売促進計画に基づく販売促進企画の立案というものをお世話になっております。

加えまして、三つ目には、その企画の立案に伴いまして、それを実施する業務を行っております。トータル的に申し上げますと、やはり関西圏のみならず、関東圏におきましては、なかなか町の名前、京の豆っこ米の名前につきましては、まだまだPRが行き届いてないという状況から、やはり消費者の皆さんに京の豆っこ米を知っていただく機会をつくっていくべきだということから、それに主に使わせていただいたということでございます。具体的には、関西圏、関東圏のイトーヨーカドーさんの店舗を対象にいたしまして、京の豆っこ米のご紹介キャンペーンを実施をしていただいております。このご紹介キャンペーンでは、例えば、その店頭で5キロ入りの豆っこ米を買っていただきましたら、底に懸賞のつきましたシールが、そのお米袋に張ってありまして、それを持ち帰られて、お米を召し上がっていただいた後に、はがきに添付して、その味の意見等も踏まえて、応募していただいた方に景品が当たるというような形のキャンペーンを張らせ

ていただきまして、多くのお米を、豆っこ米を購入していただきまして同時に、たくさんのご意見をちょうだいしております。これらの顧客さんへの、今後のさらなるご紹介なり、それから、そのご意見を元にした今後の販売促進にもつなげていくというふうなところで活用させていただくように考えているところでございます。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） ことしですね、ここに書いてあります、記録で見ますと、大変な量をつくっていただいて、それが現実にはけておるということでございますが、このグレイン・エス・ピーさんは今年度も、こういったことにかかわっていただいておりますと、こういうことなんでしょうか。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。グレイン・エス・ピーさんにつきましては、ヨーカドーさんのお米販売のセールスプロモーションを一手に引き受けておられます。したがって、平成20年度も、そこに随意契約をさせていただきました。平成21年度におきましても、一定額の予算をお認めいただいておりますので、販売促進に当たりましては、グレイン・エス・ピーさんの方に業務をお願いをしていくという方針で進めているところでございます。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それで、農林課長にもう1点だけお尋ねしておきたいんですが。

現在の価格、ことしがどういう価格設定がされるかわからないわけなんです、農家のお話を聞きますと、もう少し、その値段がですね、高く買ってもらえるということを希望していらっしゃるというふうな聞こえるんです。それは売る方は高い方がいいということではあるんですが、大体、どの辺を、課長の方は一の価格のめどとしていらっしゃるというふうに理解していたらよろしいですか。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

農家の皆さん、京の豆っこ米をつくっていただいて、販売をするに当たって、自分の生産者価格として、懐に入ってくる額としては、1袋30キロ当たり1万円はほしいなというところが、もう本音のところだというふうに思っております。

しかし、残念ながら、平成20年度の額については、生産者価格で、そこまでは、まだまだ到達していません。このことにつきましては、いろいろな事情が重なっておりますし、現下の不況の中では、お米の売れ行きそのものも、やはり非常に厳しい時代でございますので、今は非常に厳しいところがございますけれども、産地なり京の豆っこ米を、これらの予算できばって販売促進させていただきまして、産地としての評価を上げていきたいというところで、できるだけ高く取っていただけるようにしていきたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 立派なのぼりを見せていただいておりますし、ぜひですね、一つ頑張って、農家の期待にこたえるように取り組んでいただきたいと、このように思っております。

次に、住民環境課長にお尋ねをしたいと思っております。参考資料の118ページ、この衛生プラントの関係で、私がお尋ねをしたいのは、この肥料の販売収入ですね、ここでも4,937袋、現在、衛生プラントで生産をされた肥料が出ておるということで、非常に、これ

はこれで評価をしなければいかんというふうに思うんですが、私は、この価格設定が、以前からずっと50円ということできておるのではないかなというふうに思っておりまして、50円でいいのかどうかと思うんですが、そこのところは課長、この肥料の現状等、含めてお願いします。

議長（森本敏軌） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

確かに、衛生プラントの方で販売をしております肥料につきましては、実質的に袋代の実費で50円ということで、以前からお世話になっておるといってございまして。

当然、もう経費は出てこないわけなんです、やはり人のふん尿を元にした肥料ということで、以前はひまわり畑等にも、肥料にも使っていたという経過がありますが、民家から苦情が出るという中で使っていただけないということで、なかなかもう今は販売に苦慮しておると、倉庫の保管場所にさえ困っておるといのが実態でして、今、京丹後市の方の果樹農家が大量に買っていておられますので、何とかはけておりますが、それがなくなれば、売り先、もうほとんどないという状況ですので、価格を引き上げるといようなことは、現時点ではちょっと不可能かというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 事情はわかりました。おっしゃるような問題もいろいろあるんだろうと思うんですが、これは19年度で、この肥料製品を運搬するコンベアを700万円余りかけてつくっているんですね。私そういうことから考えると、いかなもんかなと思っておりますが、課長の今の説明を聞きますと、これでやむを得ないのではないかなと思っておりますが、一つです、山とか、そういった部分で使えるのではないかなと思っております、ぜひですね、研究がしていただきたいなと思っております。

それでは、最後に商工観光課長に1点だけお尋ねしたいと思っております。この20年度でもですね、金融支援をいろいろと考えていただいて取り組みをしていただいておりますが、今、町の中で、やはり一番の不満の声はですね、どうしても借りることが難しいという人があります。ういった方は今までの状況と違いますか、今までにそういった何か問題があったということではなしに、状況自体が悪い、それからもう一つは年齢的な壁があると、そういったことで、何とかそういうお話を聞くわけですが、従前、加悦町がやっておりました織物業者への50万円の融資の制度も現在ございませんし、非常のその辺が苦慮されておるんですが、そういった方も十分、相談に乗っていただけるという体制になるのでしょうか。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。ご指摘のとおり町の方としましては、与謝野町に入りましてすぐ不況対策の制度融資をつくりまして、かなりの支援をさせていただいている経緯がございます。そういう経過の中で、現在のところは町の単独の制度融資がないという、ご指摘のとおりでございます。生活実態調査並びに事業所実態調査の中でも、町単独の制度融資の再構築という要望もかなりウエートが高いということございまして、そのあたりについては理事者ともども十分な検討が必要かなというふうに思っておりますが、責任共有制度の中で、果たして町がという考え方もございます。そういった中で、ほっとくわけにもいきませんので、私どもとしましては何回も申し上げておりますが、京都府の制度融資が、かなり安心借りがえ等、枠が広がって

おりますので、そういった中で、私どもの方に相談がありました場合については、借換制度を使っていたり、また商工会の方では交付金の有利な制度を使っていたりというふうな指導をしております。しかしながら、これにも限りがございます、その事業者のある程度の体力によっては、どうしても履行ができない現実もございます。

輪を掛けて不況の中で収入が激減しているということでございますので、なかなか新規で借入れを起こすということが非常に難しい状況ではありますけれども、京都府の制度融資なり、それから、交付金の制度融資をうまく活用していただけるように、相談があれば、また商工会の方にもそういう相談があれば、何とかクリアできるように、とりわけ保証協会の問題が一番大きいというふうに思いますので、保証協会の判断をできるだけ広く持っていただけるような、金融懇談会もやっておりますので、そういった中で調整を図っていきたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） 課長のおっしゃるような事情も、個々にそれぞれがあるというふうに私ども思っておりますし、しかしながら、現実に融資をしていただくことで、また息を吹き返すという例も多いし、また頑張っていたかんと、こういうふうに思っておりますので、商工会ともども十分協議をいただいて、そういった対応をしていただきたいと、このように思っております。終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

畠山議員。

- 2 番（畠山伸枝） 私はたくさんはありませんので、1点だけお尋ねしたいと思います。

まず、企画財政課長にお尋ねします。

資料でいきますと107ページに男女共同参画事業というのが出ております。この事業はですね、当初予算資料を見ますと22万8,000円、そして、男女共同参画推進のための事業調整となっております。ところが、実際には7万900円ということで、約15万8,000円が減額になってしまったということです。そして、中身はと言いますと、推進委員会ですね、委員会を開催されて、その報酬が4万8,000円ですね。これは2回開催されております。そして旅費が2万1,040円、消耗費が1,050円ということです。

ところが、事業の中身を見ますと、いろいろとされているわけで、この中には講師の謝礼であるとか、交通費のような名目のものが必要な事業もあるのではないかと思うわけですが、そのための予算というのはほとんどないように思えるんです。例えば、KYOのあけぼの大学地域講座の開催であるとか、DVを考える集いの開催、参加者が、それぞれ48人であったり、68人参加しておられます。この費用は、どこか別のところから出てくるのでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

当初予算額に対しまして決算額は額が少ないといえますのは、今、ご指摘のございました、いわゆる地域講座ですとか、研修会、これらの開催を、講師さんと呼んで、それなりの報酬を払ってやっていくという予定もあったわけですが、正直申し上げまして、KYOのあけぼの大学地域講座、それからDVを考える集い、これらは京都府の事業に乗っかりまして、やらせていただいたということでございます。したがって、それらの旅費については京都府か



ら支払いをさせていただいているという状況でございます。

それから、事業実施計画だとか、職員ガイドラインの作成等につきましても、印刷物として予定しておったんですが、一応、作成をいたしまして部門させていただいたというようなことがございますので、決算額としては少なくなったということでございます。

一応、昨年の特筆すべき事業としましては、加悦谷高校が男女共同参画が、与謝野町がまず進めているということで、加悦谷高校から出前講座がしていただけんかというお話がございまして、担当2名が出かけまして、2年生154名を対象に男女共同参画について説明をしたと、このような授業を行っております。以上でございます。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2番（畠山伸枝） お金が要らなかった理由についてはわかりました。そして、加悦谷高校ですね、高校生の方、そういう時代から、こういう講座をして、人権学習をする。また女性の地位についても考えていく内容でもあったかなと、勝手に思うわけですがけれども、これは大変素晴らしいことだと思っております。職員の方もいろいろと勉強をされたんでしょう。また、こういうことがありましたら、続けてほしいなという内容であると思います。そして、この女性チャレンジ相談の開催というのがあるんですけども、この内容というのはどんなものでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

女性の方で、どういうんですか、現在、無職の方でいろいろな仕事に挑戦してみたいというふうなことでございますので、そういったチャレンジについて相談をさせていただくと、こういうような事業でございます。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2番（畠山伸枝） 今、それこそ不況ですので、いろいろと仕事も探しておられる方は多いでしょうから、これはいいことだとは思いますが、もう一つよくわからないんですけども、よろしいです。そういうことですね、女性が就職できるようにサポートするというか、そういうふうと考えていいかと思えます。

では、次に、町長にお伺いしたいんですけども、町長としては、女性の地位向上であるとか、差別撤廃ということも、この男女共同参画事業を行うに当たって、そういうこともあるのではないかなと私は思っているわけですが、こんなに残ってしまったと、都合よく府の事業に乗れたという理由もあるんですけども、こういうことについて、もう少しこんなことをしたかったとかいう思いはあるのではないのでしょうか、いかがでしょう。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） ある意味、この問題につきましても、議員になったときからのある意味、永遠のテーマでありまして、このことについては、やはり別に男女ではあっても、障害があってもなくても、いろいろな、そういう差別のない、格差のない、そういう社会をつくっていくということがまちづくりの根本的な、人の人権を守ることが基本的なことだと思っております。そういう意味では、こうして計画をみんなでつくっていただいて、そして、その計画を啓蒙していく、啓発していく、地道なことですけども、やはりそうした積み重ねが何より大事だろうというふうに思ってます。そういう意味では、まず第一歩が、新しい町の第一歩ができて、それに向かっ

で進んでいってるとい意味では、あれもやればよかった、これもやればよかったということは、今のところ、そういうことではなしに、前を向いて、一人でもそういうことを理解していただく人がふえていくという取り組みが大事だろうなというふうに思っております。そういう意味では、高校生が、そういう出前講座で来てほしいとか、またうれしいことに、町報の中に、そのメンバーの一人であった方が、まんがで男女共同参画についての、4コマまんがで、皆さんにもう少し身近な問題としてとらえて、書いていただいております。そうしたことも一人でも多くの理解がふえていく、大きなきっかけになるのではないかというふうに思いますし、上段に掲げての話ではなしに身近なところでの、そういうことに、おのおのが気づくことが大事だろうというふうに思っております。そうした意味でも、今まで以上に、やはり気持ちといいますか、それぞれが気を引き締めて、悲しい思いをする人がないような、そういうことに気づくということが、まずは大事だろうというふうに考えております。お答えになったかどうかわかりませんが、今後についても、そういう視点での行政を進めていくということで、ご理解が賜りたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） ありがとうございます。

やはり差別がないという中には女性差別、もちろん、いろいろな差別が世の中にはあるわけですが、すけれども、特に、女性差別については長年積み重ねられてきたものがありますので、難しいものがあると思います。ところですね、ことしはですね、女性差別撤廃条約というのができてから30周年の年なんです。これは女性の権利全般について規定する、世界で初めての法的な拘束力を持つ条約で、国連の方では1979年に採択をされている。日本は6年おくれて1985年に批准したわけですが、そういうことになっております。

そして、これはですね、全文で女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために、必要な措置を取ることを決意して協定したというふうにあるわけですが、けれども、決意しただけでは何もよくならないわけで、加盟国では条約の実施状況を国連に報告する、これが義務づけられているそうです。審査は国連女性差別撤廃委員会でされるということで、ことしは、その年に当たるわけですね。定式化された役割に基づく偏見、慣習、慣行の撤廃という条文があるわけですが、ですから、子育ては女性とか、お母さんとかね、そういう決まり切ったことをもうやめましょうということが書いてあるわけですが、雇用の場でも差別撤廃を求めています。その点、町という職場におかれましては、男女平等ということですので、いいわけですが、あちこちに差別があるわけですね。このことしは審査が行われるわけですが、その中で日本が問題にされているのは、賃金差別の問題があります。男性一般労働者を100とすると、女性は68.1、パートなどの短時間労働者は47.7という大変低い賃金、これはもう明らかな女性差別であるわけですね。これは、まずなくさなければならぬんですけども、町長に申し上げることではないのかなとも思っております。

また、日本の女性の意思決定参加が低いということも問題になっております。男女共同参画事業は、参画というからには、ただ参加するだけではなく、計画もつくっていくという意思決定の場でもあると思いますので、これを前進させてほしいというのが、私の願いであるわけですが。

町長ご自身も広報よさのに掲載された講演の内容の中で、女性初のだれだれ、議長であるとか



そういう適材適所といいますか、そういうことに果たしてどうかと、基準としては、そういう中での今の時点で、そういう方を発掘していくといいますか、見出していく、そういう努力もしなければならぬというふうを考えております。

それにいたしましても、これだけ大きく世界じゅうが動いてきています。まだまだ日本どころではない、世界じゅうでは女性が差別をされてる現実というのもありますから、やはりそれらについても、私たちの身近なところだけではないし、世界じゅうのことに、やはり女性自身が目を向けて、それに、問題解決に今、自分が何ができるかということを考えていくということが大事ではないかというふうに思っております。登用については、心にとめていくということでご理解いただきたいと思います。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） はい、ありがとうございます。

管理職への登用、優秀なというか、能力のある方が上に上がっていくということは当然のことでありまして、ただ、女性の場合ね、どうしても課長さんになられるとサービス残業をしなければならないとか、帰りがむちゃくちゃ遅くなるとか、いろいろと条件があるので、なりたがらない方もおられるのではないかなということは、ちらつとは思っております。けれども、そんなことはなかなか言ってもらえない時代でもありますし、それぞれ適材適所で、こうして来ていただいているわけですから、それはそれでね、今後また能力発掘の方、町長、今おっしゃったように、ぜひともお願いをしたいと思っております。

ところでですね、男女平等というふうに戦後教育の中でずっと言われてきたわけですがけれども、差別は依然と続いているわけでね。その中で女性も、もうどっぷりとつかってしまって、女性は結婚したら家にいて子育てしているのが楽でいいわなんていう考えもあるわけですがけれども、そんな中でね、女性はもちろん意識を変えていかなければならないんですけども、男性の意識改革も必要だと思います。特に子育て世代の男性ですね。この役場にもおられると思うんですけども、子育ては母親の役目ではなく、両親の役目であるということが女性差別撤廃条約にも明記してあるわけですね、ですから、子育て世代への男性職員の配慮、育休も含めて、そういう配慮というのはどのようにしておられますでしょうか。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 畠山議員さん、ご心配のようですがけれども、男性職員も育休を取れるといいますか、そういう要件のある方は取っていただいておりますので、若い方には浸透しているんじゃないかなというふうに思います。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） はい、ありがとうございます。

これはね、非常に大事なことだと思っているんです。こういうことがなければ女性は外へ出ていきませんし、共同参画もできないということで、今お尋ねをしてみました。若い男性職員さんの中では浸透しているということですので、安心しております。だめですか。

今後ですね、男女共同参画事業を前進させるには、どんな課題があるかということをお尋ねします。どのように考えておられますか。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） これは非常に難しいというふうに思っております。

先ほど申しあげましたように、やはり若いときからの、そういう教育、学校での教育もですし、また社会に出てからは社会の中での教育といいますか、そういうものが必要かというふうに思います。

先ほどもありましたけれども、やはり夫婦であったり、男女であっても、やはりそこで対等に真剣に話をし、子育て一つについても、やはりどういう形でお互いがフォローしながらやっていくかというふうなことを、まず話し合うということが大事かなというふうに思います。自分自身の経験の中では、ある時期、今は夫の方が主婦ですけれども、そういう時期があつあり、いろいろとするかと思います。それは、やはりお互いの、夫婦であれば、そういうことですし、社会全体の中でいえば、やはり社会の中でお互いの特性を生かした仕事の仕方、あるいはやり方もあるでしょうし、そこから同じような、男性であれ女性であれ、条件が同じ中で働いていくという、そういうふうな時代になってきていますから、そうした意味では徐々にですけども、そういうあれが、考え方が浸透してきていると思うんですが、しかし、そうは思っている部分では非常に、そういう欠落している部分もあるでしょうし、これはお互いに長い目で、お互いに育ち合うといいますか、確かめ合い、築き合うという、そういうパートナーシップが必要かなというふうに思っております。

議 長（森本敏軌） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 最後に、今回は、20年度は予算が余りましたが、今後、どんどんこの男女共同参画事業が進んで予算が足りなくなって、追加が必要だというような事業になるように発展することをお願いしまして、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

野村議員。

1 番（野村生八） それでは前回、予告編にしたがいまして、地域経済を支える、あるいは再生するために必要な問題として、三つ目として公共事業、いわゆる建設業者の営業を守る、こういうことが必要だと思いますので、その関係で質問をします。

とりわけ、そういう意味では入札の制度というのは非常に大事で、前回、副町長に、その取り組みの内容や姿勢をご答弁いただきました。この問題については、いわゆる建設業者の営業を守ることと、それから、そこに働く人たちの賃金を確保して暮らしを守る問題、さらには下請けの業者の、同じ業者の営業と、そこに働く人々の暮らしを守る、そのための賃金確保、こういう問題が非常に大事だろうと思っています。そういう意味では、行政が業者を育成するというね、いわゆる、これから電子入札になっていったり、総合評価方式の入札になっていったりしていく中で、そういうことに対応できる業者に育成したり、それから、そのために財務強化を進められるような形での入札が必要だろうと思っています。

この間、最低制限価格に全部張りついて、抽せんで決まるということが続いているわけですが、こういうことは全国的に起きてまして、そういう中で国の方から、ことしの4月にもですね、最低制限価格を適切水準に引き上げなさいという、そういう指導がきています。

当町でも引き上げ等々がされてきたと思います。この20年度における最低制限価格の状況と

というのは、先ほど言ったような視点で適正だったのかかどうか、それから現状はですね、どうなのか、これについての認識をお伺いします。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、最低制限価格についてであります。従前から申し上げていますように、基本的な考え方は、国土交通省が示しております計算ルールに従って、適正な最低制限価格を定めております。議員が今おっしゃいましたように、今年度、最低制限価格の計算式が変わりましたので、21年度にあっては、その改定ルールに従って引き上げたところでございます。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 現在でもですね、割に京丹後市や宮津市では、かなり倒産が続いてましてですね、しているわけですが、それに比べれば、まだ与謝野町はいい方なのかなという感じを受けるんですが、それでもやっぱり厳しい運営をしているという、そういう状況だというふうに聞いています。

そういう意味では、現状の今、言われた形でされていけば、現状の最低制限価格が、先ほど言ったような業者を育成するべく、健全に育てて、地域経済をしっかり支えていく上で、適正かどうかという点についてはですね、もう一度しっかり見直す必要があるのではないかと考えています。先ほど言われたようなことでやられていても、そういう是正の指導が、もうきているのが実態だろうと、昔とはその辺はちょっと違うわけで、部分的に、その最低制限価格でとつても、これはもつわけですが、毎回、最低制限価格でとると、先ほどいったような財務体質は弱まって、維持できなくなるということになっていくわけで、その辺も含めた面で見ても大丈夫なのかどうか、それについては、どうお考えでしょうか。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お尋ねにお答えをしたいと思います。確かに業界の一部からは、現在の最低価格で十分だと申しますか、もう少し上げてほしいというような声は確かに聞きをいたしております。しかしながら、一定の計算ルールがあるもとでは、それに従わざるを得ないというふうに考えていますし、国土交通省におきましても、業界の、そういった声にこたえる形で、21年度以降の見直しがなされたというふうに理解をいたしておりますので、本町といたしましては、今の考え方、すなわち国土交通省の計算ルールに従うということできたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 次に、建設業者の営業を守ったり、そこで働く人の賃金確保をして発注ということになると、一定の税を使うということになりますから、そういう意味では赤松議員が指摘されたように、いかに町内業者に発注できるかということが非常に大事になるだろうと、単に地域経済を守るために町内業者というのがありますが、そういう意味で余計に大事だろうと、思っています。それで国の方から、以前はですね、一般競争入札ということでしぼりがきていまして、いえぼどこからでも入札できるみたいな形で始まってですね、そして条件つきということで工夫しながら当町でもやっただいておられます。そういう意味では、全くどこからでもということではないと思っているわけですが、まだ指摘があったように町外業者にいくということになっている

ということだと思んですが、その辺はさらにですね、工夫が要るのではないかというふうに思っていますが、いわゆる町内業者に発注するための、いかがでしょうか。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えをさせていただきたいと思います。

せんだってもお答えをいたしましたけれども、21年度にあつては基本的に町内に本社、本店を持つ業者というふうに見直しを図ったところでございます。

議員お尋ねの指名競争入札ではなく、一般競争入札についてのご質問でございますが、せんだつても申し上げましたように、一般競争入札につきましては、基本的に、例えば大きな建築工事であるとか、町内の業者さんだけでは、おおむね5社以上確保できないような場合に限定をして、そういう場合には、町外の業者さんについても、与謝野町に指名願が出ている場合は、そういった方も対象にして条件付きの一般競争入札を実施いたしておりますけれども、それ以外にあつては基本的には、21年度以降は特にそうですが、町内業者を指名させていただいて入札を執行いたしておるのが現状でございます。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 入札を成立させるために町外も入れざるを得ないというね、そういう状況もあるかと思ひます。それでもですね、少なくとも町内の業者が最低制限価格で臨んだ場合、それだけの努力をした場合に、町外よりも有利になって、町内業者に落ちるといふ制度をさらに組み込む必要があるというふうに思ひます。この点について、最後にお聞きしておきたいと思ひます。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えをいたします。

議員のおっしゃることは十分理解ができるわけですが、例えば総合評価方式とかいうように、入札金額以外の条件が加味される方式でなければ、すなわち、現在は総合評価方式は実施いたしておりませんので、どうしても、その金額が最優先されると、金額のみで判断をするという方式をとっております。そういう中では、非常に難しいのではないかというふうに考えております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） ぜひ、そんな難しい総合評価方式でなくてもよろしいので、地元業者が優先できるような総合評価方式を、ぜひ検討していただきたいと思ひます。

次に、先ほどいいました、そこに働く人の暮らしを守るための賃金をどう確保するかということですが、そういう意味では、今、全国で公契約条例が広がってしまつて、全国初の公契約条例が千葉の野田市で、9月議会で制定されたということが新聞で報道されています。これについては、以前、一般質問で問うたときに、そういう条例でということではないですが、個々の問題では、それに準じたところで努力しているといひますか、やっているという答弁があつたというふうに思ひます。

そこでお聞きしますが、この20年や21年で、少なくとも、いわゆる国土交通省や農林水産省が協定している賃金の単価、これの80%を切つてはならないという、そういうところでのしほりかけるとか、あるいは与謝野町として、さらに独自に、先ほどいいました点で、最低制限

価格でとつても、勤めておられる方の賃金を割り込んで、暮らしを破壊することのないような、そういう契約になるような仕組みというのは、どのようになっているのでしょうか。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お尋ねの公契約条例につきましては、野村議員から一昨年、19年12月の議会でもお尋ねをいただいております。

改めて申し上げるわけですが、この公契約条例、少しご説明をさせていただきますと、行政とか公共機関が発注をいたします公共事業におきまして、安値のダンピング受注とか、あるいは悪質なピンはね業者を規制して、公共サービスの維持向上、それから議員もおっしゃいましたが、地域の中小企業の経営安定、地域経済の振興を目的として制定されるものでございまして、具体的に上げますと、公共事業を受注する事業所で働く労働者の賃金を適正に確保させることで労働者の生活を守り、地域経済の活性化や景気回復につなげようという内容になっております。

この背景には、現在でも状況は変わっておりませんが、全国的に問題になっておる、公共工事におけます建設労働者に対する悪質なピンはねを排除することで、手抜き工事などを未然に防ぎ、結果として公共サービスの質や安全性を向上させようということでございます。

こういった中で行政がとるべき対応としましては、三つあるかと思っております。

一つ目は、労働者の労務費を適正に確保するように業者に指導をするということ。

二つ目は、最低制限価格を設定することで、安値ダンピング受注を防ぐ。

そして三つ目が、現在の入札方式の主流を占めております、価格だけで業者を決定するという方式から、議員がご指摘をされましたような総合評価方式への転換を図ると、この三つが行政が考えるべき方策だろうというふうに認識をいたしております。

1点目の労働者の労務費の問題でございますが、これは、近年は特に労働基準監督署も厳しく労務費につきましてはチェックをされておりますので、地方自治体におきましても労働基準監督署と連携して、この取り組みを進めていくことが大事であろうかと思っております。

それから、2点目の最低制限価格につきましては、本町におきましては設定をいたして、事前に公表をいたしております。

最後、3点目の総合評価方式への転換を図るということが大きな課題だろうというふうに思っております。

そういった課題があるわけですが、先ほども申し上げましたように、総合評価方式は価格だけの基準によらずに、さまざまな評価項目によって落札者を決定するという方式でございます、非常に有意義な方式ではあるかと思っております。

せんだっての赤松議員へのご質問にお答えしましたように、引き続き検討、研究はいたしておりますけれども実施には至っておりません。これにつきましては総合評価、評価のあり方につきまして、なかなか難しい問題があります。私意に働くことなく、公正、公平な評価をどういった方式で担保にするのかといった問題やら、議員はもっと難しい方式じゃなくて、簡便な方式の総合評価方式を考えたらどうやという趣旨で先ほどご発言がありましたけれども、ただ、発注者側である、こちらで、すべての業者が理解をしていただけるような評価というのは、なかなか難しいものがあるだろうというふうに思っています。

引き続きまして、安値ダンピング受注とか、悪質なピンはねを規制して、そして、あわせて公



共サービスの維持向上や中小企業の経営安定、さらには、そこに働く労働者の方の生活を守る、ひいては地域経済の振興が図れるようにするためには、どういった総合評価というものが考えられるのか、引き続いて検討をしてみたいというふうに考えております。ただこれには、この近隣の状況、あるいは京都府の状況を見ます中で、一人、与謝野町だけでは難しい状況も条件もあるというふうに認識をいたしておりまして、いずれにいたしましても引き続き、この間ご答弁申し上げましたように、引き続き検討はしなければならない大事な課題だというふうには認識をいたしておりますけれども、例えば22年度から考えたいとかいう、なかなかそういったことには至っていないのが今の状況でございます。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 総合評価方式は、ご検討いただきたいんですが、公契約条例ですね、この賃金を確保するために、これは必要ではないかと、この日野市の場合も先ほどいいました・・・の決めている80%を切ってはならない、そういう契約はしないということを明確にされています。今、入札の制度の中で賃金がどうなっているのかということがわかるような契約になっているのかどうか、指導になっているのかどうか、監督署にと言われましたが、監督署には申請しなければ一切解決ができません。やめる覚悟でないと今、監督署にいけないんですね、ですから行政の方で直接、契約を結ぶ時点で、そういうことが行われぬという確約を入れることが必要ではないかと思っておりますが、今それはできるでしょうか。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） この公契約条例の問題につきましては、地域の労働団体からも、以前から要望を受けております。一定、こういったことが大事なことだという認識はいたしておりますけれども、先ほど来、申し上げました以上の検討には至っておりません。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 条例がつけられるまでも、少なくとも発注のときに、契約のときに労働者の賃金、どれぐらいの形で、その事業がされるかという、その確認ができるようには、ぜひしていただきたいというふうに思っていますので、指摘をしておきます。

次に、滞納の問題について質問します。この間、2006年から考えただけでもですね、定率減税が廃止されて、各種控除や非課税措置がなくなって、そして、いろいろな介護保険や何かのサービスの利用料、医療費等々が上がってくる、いわゆる弱者にどんどん負担をかけてくる自公政権の中で、自己責任論という形ですとくる中で、大変な暮らしの状況になってきているわけですから、滞納がふえてくるのは、そういう意味では避けられない状況にあったというふうに思っています。この滞納についてはですね、通常の徴収業務は、これは事務的な業務ということになるでしょうが、滞納の徴収についてはですね、これは徴収事務だけでは済まない、そういう、今、言ったような暮らしの中身から見ないと解決できない、そういう状況があるだろうと思えますし、反対に言えば、そのことを通じて町民の暮らしを守る、そういうことにつながっていくというふうに思っています。そこで、伊藤議員からも質問がありましたが、多重債務の解決に、この20年度で取り組んでいただきましたが、庁舎内の中からのつながりで、この多重債務にいったという事例はありますか、住民環境課長。

議長（森本敏軌） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

町内の滞納整理等々で、多重債務問題が発覚をして、住民環境課の方に相談があったというようなケースはございません。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 税務課長に質問します。

そういう制度ができたことは議会に出ておられますから十分ご存じだと思いますし、そういう内容を職員に周知徹底して、そして徴収業務の中で、そういう問題に目配せをして、そして解決に、滞納の解決につなげていくという、そういう視点で20年度に取り組みました事例はありますか。そういう制度を紹介された事例はありますか。

議長（森本敏軌） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきます。

滞納整理の部分で、いろいろと折衝だとか、いろいろやっております。そういう中で、細かいところまでなかなか、通過いうんじゃないですけども、納税者の方が本心をさらけ出されるといふところまでの綿密な関係というんですか、そういうところまで至ってないのが現状でございます。職員から聞いている分に関しては、そういうも相談とか、そういうのについてはありません。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 先ほどといいますか、前にもありましたが、町営住宅の滞納で、建設課長が、そういう暮らしの中身に踏み込んでですね、そして分析をされているという、そういう答弁がされました。これが最大の滞納解決の糸口だろうと思っています。ほかの県でも、そういうところに踏み込むことによって暮らしを支えるというね、そういう相談のところに踏み込むことによって、多重債務があることがわかって、その解決で滞納の一扫ができてですね、その後の町税等々もすべて払えるようになったという事例は生まれているのは、前にも伊藤議員が指摘されてきました。そういうことがなければ、先ほど言いましたように収入は減っていないのに負担がどんどんふえていく、それから収入がどんと減っていく、そういう、あるいは多重債務で払えなくなる。こういう中で生まれている滞納というものについてはですね、いわゆる悪質な滞納以外の、払いたくても払えない滞納については、なかなか解決できないと思うんですが、その辺に踏み込んでということが、先ほどの答弁ではされていないのではないかと思います。

時間がないので町長に質問しますが、いわゆる共同での徴収に移行するということですが、そういうことがされないと難しいと思うんですが、全国の例を見ても、まず差し押さえと、これはひどい状態で、いわゆる議会等々での、事務組合等々の正式な形ではなくて、任意につくった滞納整理組合みたいなものがですね、差し押さえをしますという、法律違反のことをどんどんしているということも明らかになっています。ほとんどのところが、まず差し押さえありきと、簡単に言えば京都府でも始まる中でも、そういう訪問に行かないということがあったことも前回、指摘しました。こういう中身で、今言ったような形での町民の暮らしを支える、守りながら徴収、滞納整理ということは不可能ではないかと思っておりますが、町長は答弁で、そういうことにはならない、悪質なことにはならないというご答弁がありました。再度、その辺ですね、そういうことのないよう形での滞納整理ということになるのかどうかお聞きいたします。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） どういう方向にいくのか、正直申し上げて非常にわからない部分も、私自身があるんです。そういう中で、できるだけ個別のことと、それから滞納整理をしていくということと、やはりその前段に、先ほどじゃないですけども、相談業務みたいなことが、やはりあってのお話でないと、なかなか滞納整理だけで発しても解決にはならないというふうに思いますので、そうしたところ、どのような知恵を出して対応していけるかというようなところについて、もう少し内部でも研究がさせてほしいなというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 与謝野町だけで検討しても、広域になれば、それができないというのが問題だということも指摘しました。議長も行かれます、ぜひその議会でもですね、そういう立場でご発言いただきたいというふうに思っています。

次に、税務課長に質問します。

勢旗議員から質問がありました、NPO法人の収益活動についてですが、このNPO法人は非営利の活動と収益活動と二つの活動ができますが、どちらも定款等で明確にして、届を出て京都府の承認を受けなければできません。そういう意味では、一般の会社の収益活動とは意味が全然違うと思ってますし、そこで収益活動というのは、非営利の活動を支えるためにやるということが認められているということだろうと思っておりますが、その辺のですね、収益活動に対する、NPO法人の、どのような認識を持っておられるのか、お聞きをいたします。

議長（森本敏軌） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思えます。

それまで、先ほどのご質問の中で多重債務の関係についてでございますが、納税折衝の中におきまして、いろいろと事情聴取というんですか、状況なりを聞かせていただきますが、そういう中で、どこどこに今、幾らだとか、そういうような内容はお聞きしますが、俗に今、多重債務という部分での、私が、サラ金だとか、ああいうところでの多重債務の話はございませんでしたということで、つけ加えさせていただきたいと思えます。

それから、今、NPOの関係の、確かに議員さんおっしゃられる内容、趣旨等については理解をしておるつもりでございます。ただ、収益という部分について、どうとらえるかということでございまして、その事業を支えるための収入という部分で、それだけで、おおむねと言ったらおかしいですけども、見るのか、本当に収益という部分で単純にとらえて、その収益に対して法的に税を課していくかという部分について調書等近隣のところも、とったりいろいろしております。そういう部分でいきますと、今後、調査等を詳しく、定款等の内容を、どこまですべきなのかという妥当な線を模索をしながら調査をさせていただいて、検討はさせていただきたいというように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） よそのところを参考にではなくて、当町が先進的にやっていたいでいるんで、総合計画でもNPOをね、大切にされているので、より先進的な方向で調査をしていただきたいというふうに思います。もう時間ありませんか。

次に、時間がないので途中で終わると思えますが、農林課長に質問します。

第三セクターに対する行政の立場、あるいは取り組みというのは、この間、周りの状況が大きく変わりましたので、変える必要があるというふうなことを以前から指摘をしてきました。

伊藤議員が指摘された、その中の一つに、どういう形で投資等々を見ていくのかということの一つの大事な視点だろうと思っています。前にも指摘しましたが、当町の第三セクターは、もう運営は任せると、介入しないという立場を取っておられるわけですが、しかし一方で、内容はしっかりと把握すると、しているということは必要だろうと、できていなければだめだというふうに思うんですね。そういう意味で一番よくわかるのがファーマーズライスなので、それを例にとってですね、お聞きをいたします。

この三セクの資料のですね、17ページに。

議長（森本敏軌） 野村議員、時間がきました。

1 番（野村生八） きました。ほんなら次回に譲ります。

はい、ありがとうございます。

議長（森本敏軌） ここで休憩します。

25分再開します。

（休憩 午後 4時07分）

（再開 午後 4時25分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

質疑を続行します。

質疑ありませんか。

赤松議員。

15 番（赤松孝一） それでは、平成20年度の決算参考資料に基づいて、質問させていただきます。

まず最初に、やはり今回の決算の中で、私が目を引くところは人件費がですね、平成19年と比べまして下がったというところは大きなことでありますが、職員さんのモチベーションにどのように反映しているのかわかりませんが、この人件費の見方で、私、以前も似たようなことを質問したと思っているんですけども、総務課長に聞くのですが、参考資料の11ページの人件費のうち職員給という上段から3段目ですね。31、32ページの会計別職員人件費の総額とがですね、随分合わないの、いろいろと統計的なものとかで、そうなるんでしょうけれども、ちょっとこれ、もう一度説明がしていただければありがたいんですが。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 今、赤松議員さんが申されましたように11ページ、12ページに掲載しておりますのは、普通会計の性質別経費の状況ということでございまして、これは全国統一でございまして、この調査のものは地方財政状況調査というものでございまして、その調査の統計のとり方といいますか、手法によりまして若干と異なりますか、違ってくるということでございます。いろいろ調査のルールはございますが、今、お尋ねの人件費にのみお答えをいたしますと31、32ページでは、これ全職員の一般会計、それから特別会計も含めた職員の人件費を計上しておりますので、ここ一番右の下にあります21億2,833万3,784円、これがすべての職員と常勤の特別職4名の分を合わせたもので、数字でございまして。

それで、先ほどの11、12ページの普通会計の人件費につきましては、統計の手法によりま

して、例えばでございますが、国民健康保険の特別会計へ繰り出したりしとるわけですけれども、31ページは3名分の人件費しか見ておりませんけれども、実際には国民健康保険事業3名で仕事をしておりませんので、5名分の一般会計で支出しとる人件費を国民健康保険特別会計へ繰出金というふうな格好で処理をしている部分もございます。

それから、同じく介護保険特別会計の方へは、社会福祉費の中の人件費から3名分を繰出金として計上をしております。

それから、老人保健特別会計につきましては、保健衛生費から2名分を繰出金という格好でしておりますので、数値が合わないということでございます。

それで、実際31、32ページの前年度の総合計の数値でございますが22億3,974万2,207円でございます。実際の数字、今、申し上げましたものと、先ほど申し上げましたものを差し引きをいたしますと、三角の1億1,140万8,423円、職員分と常勤の特別職分の人件費を合計したものが減額になったというものでございます。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

15番（赤松孝一） 特別会計の方への繰出金の分がこちらで合わないということなんです。そして、ついでで悪いんですが、内職員給の平成20年度の13億4,911万2,000円は、これ何名分が、これみてある分なんでしょうか。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 申しわけございませんが、先ほど31、32ページから、人数を書いてある分から、単純に先ほどの人数を差し引きしたら出るというものでもございませんので、ちょっと手元に資料はございません。申しわけございません。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

15番（赤松孝一） それでは、今、人件費が平成20年度91.2の、ラスパイラル指数が91.2というふうに書いてございますし、また京都府の平均が96.4ということでございますので、当町の職員は、いわゆる京都府下ではラスパイラル指数でいきますと、非常に低いといえますか、やや低いというところで一生懸命頑張ってもらっているということでございますし、この272名分が、いわゆる給与、手当、組合負担金、共済費、これ見ますと19億5,400万円ぐらいになりますので、一人当たり大体、平均718万円ほどが要ると、一人職員を採用すると平均値で718万円年間要るということでございますので、仮に将来230名になるならば、やはり人件費が現状のままですならば、約3億円ほど浮いてくるということになってくると思うんです。

それと、その間に、いわゆる今回もいろいろと議論がありましたが、庁舎の合併等でも、私的な試算ですが約5,000万円ぐらいは経費が上がってくるだろうなど、そんなことを思いますと、ぜひとも、こういった数字が、当町も予想以上に早く職員数が下がっていくというようなこともございました、そういう中で庁舎問題も、ぜひとも、質疑のやりとりを聞いていますと、まだまだ方向性がはっきりされていない、はっきりしているのだけれども、はっきりさせないというのか、非常に、もう少しできれば町民の1人としまして、早くこういう方向にいきますよという目印だけでも立てていただきたいと、それに向かって町民が一丸となると、よくきょうまでのパターンでありますと、時間が十分あるときには十分な議論もせずに、いよいよ時間が詰まって

くると時間がないからということで片づけられることが多かったものですから、今、まさに、そういうことを十分に議論を尽くす、これを尽くさなければいけない時期と思っています。こんなこと、これ私の意見ですが、そんなことを思っています。

それと次に、滞納問題も何度かきょう出ていたと思うんです。私もちょっと欠席をしていましたので、その時間がわかりませんので重複するかもわかりませんが、今回の、この資料からいきますと一般会計の収入未済額が約2億円、1億9,900万円、それから特別会計の未済額が2億8,100万円、両方足しますと約4億8,000万円のものが平成20年度、本来、収入できるべきものが100%であるならば、できていないという、私は大変な大きな金額だと思っています。これには当然、国民健康保険が2億円、それからまた一般も町税が1億7,500万円とか、そういう税もありますが、税以外にも、恐らくほかの議員さんも指摘をされると思うんですが、税以外にも、本当に手数料、使用料、分担金、負担金等々も、莫大なものが、数字が上がっています。ただ単に、今、不況だからといって済まされるものではないと思うんですが、こういったものに対しまして、町民の中からも、これは非常に前向きではない、後ろ向きな話なんですけれども、税を納めなければ、いずれ、いわゆる不納欠損という言葉はご存じじゃないですが、いずれ許してもらえると、そうするならば、もう仕事もしないでですね、生活保護でも受けた方がいいわと、今、中途半端に仕事に行っても月に7万か8万しかもらえないと、それなら病気になるって家において生活保護もらった方がいいというような、非常に退廃的な意見をですね、まことしやかに言われる方もございます、そこでですね、一つ福祉課なんですかね、お尋ねしたいんですが、実際にですね、今、町内で、平成20年度、生活保護を受けられておる方が何名おられるのか、そしてそれに対する、いわゆる支払いといいますか、手当はどの程度、年間、出ているのか、この点につきまして、まず1点、質問いたします。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 赤松議員の質問でございます。

生活保護につきましては、町につきましては、京都府が措置することになっております。したがって、今、決算の関係では正式な書類、京都府のデータを持って上がっておりませんので、お許しいただきたいというように思います。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

15番（赤松孝一） そしたら、それは京都府が直接手当いくわけですか。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この支払いにつきましては、与謝野町が現金でお支払いする部分と口座振替の分がございます。そういったことで、現金の部分については町の方が現金で預かっておりますので、仕分けしまして、大体5日の日にお支払いすると、このようになっております。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

15番（赤松孝一） それでは、担当課長にお願いしときます。この会期中で結構でございますので、今の数字と金額とひとつご報告を願いたいと思います。

それら、そのいわゆる滞納金の問題ですがね、細かいことを言い出すと切りがないんですけれども、例えばですよ、例えばであります、町の土地建物貸付収入、わずかな未済額ではあるんですが、23万円というふうな、こういった滞納は、滞納者がおられるようでございますが、こ

れ実際に土地建物を貸しつけていて、そしてお金がもらえない、それなのに、まだ貸し続けるということは本当どうなのかと、もらえないのなら断ると、これが筋だと思うんですが。担当の課長、だれか知りません、現状どのようになっているのか、認識をお尋ねしたいと思います。

議長（森本敏軌） 宇野野田川地域振興課長。

野田川地域振興課長（宇野準一） お答えしたいと思います。

参考資料の25ページでございますが、その他町有土地建物貸付料、この分でございますね。

15番（赤松孝一） はい、そうです。

野田川地域振興課長（宇野準一） 調定額は151万3,000円、収入済額が128万3,000円ということで、理由のところにも記載してありますが、2名の方がいまして、その2名の方は野田川地域の方でございます。

そのうちお一人につきましては16万5,000円、それから、もう一人の方が6万5,000円ございまして、赤松議員ご指摘のように16万5,000円の方につきましては、毎月1万円までぐらいですけれども、大体、毎月払っていただいております。ただ、これは前年度、19年度以前もですけれども、ずっと毎年、そういった額、この方については今も契約、継続中ございまして、その土地に住んでおられます。そういった方で、この方については支払ってもらってますけれども、もう一人の方につきましては、実は営業用の車両の駐車場ということで、昨年5月、春ですけれども、一応、契約を解除しまして、その後については再三、当然ですけれども文書による督促、それから電話、それから、実際に家の方へ行きまして、いろいろとお話をしましたけれども、今のところ、昨年6月以降につきましては1円も支払い、そういったことで、昨年6月現在で町の方の事情で解約しております、その額が1,000円でも2,000円でも払ってくださいというふうに家の方に行かせていただいて、お願いをしましたけれども、当然払いたい、払う気持ちはあるけれども、こういった経済状況で、そして、その方収入がかなり減っておるということで、払いたいけれども、払えないというようなことなんですけれども、ああそうですかでは、町としては帰れませんので、とにかく1,000円でも2,000円でもお願いしたいということをお願いしたんですけれども、今のところではそういう状況ですけれども。これからも粘り強くといいましょうか、少しでも払ってもらえるようにということで努力をしたいと思っております。以上でございます。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

15番（赤松孝一） 同じように、この給食費も、これどういうふうな、子供たちの体の健康のもとでありますから非常に難しい問題ではあります。昨年も一昨年も、合併してから、このようにして出るわけなんです、各学校、小学校名も出ていますので、特に加悦小学校なんか18名という、非常に地域性がどうなんでしょうか、多いですし、加悦中学も11名と、江陽中学も9名というふうな、偏っているんですけれども、この実際に、このこういったものがですね、たまってくるんですね、子供たちはいずれ卒業していきますし、どのように、これは対処されているのか、現実には。その対処の結果、なぜこのような金額が残ってくるのか、この点について、担当課の方のご答弁を願いたいと思います。

議長（森本敏軌） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 赤松議員さんのご質問でございます。

給食費の滞納関係でございます。確かに毎年、滞納繰越分、あるいは現年度分、この25ページの方に書いておりますように未済額、あるいは滞納額というものを掲載をさせていただいております。

実態としましては、確かに今現在、在学をしておる児童・生徒がいる場合、それと既に卒業されておる、そういったケースもございます。それにつきまして、おのおの小学校、中学校におきまして、実際に、その文書で督促をさせていただいたり、あるいは自宅の方で集金と申しますか、徴収をさせていただいております。ただ、そうはいいましても、なかなか徴収率が、例えば滞納繰越分の徴収率が22.21%ということですので若干、昨年の19年度と比較をしましても、若干低い数字で、20年度の実績は低い数字になっております。

しかしながら、そういった機会をとらえまして、ほかの公共料金と同じように、学校を中心に集金をさせていただいておりますのが実態でございますし、また給食センターの職員につきましても、学校の方から依頼がある場合におきましては、給食センターの職員も学校の職員に同行して、その自宅訪問をさせていただいておりますというのが実態でございます。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

15番（赤松孝一） それぞれ担当課におきましても苦勞されていると思いますが、やはり一般会計、特別会計合わせて4億8,000万円というような莫大な金額が、収入未済となって上がりますことも、やはり今後、税の方は、いわゆる広域な取り組みになると思いますので、またこれは違ってくると思います。しよせん我が町の税収、いわゆる大きな回収は、やはり町を挙げてしなければ、他人任せできませんので、ぜひとも、できることから、残らないように、残らないように最善の努力を、これ町を挙げてしていただきたいと、このような金額は本当に町民の皆さんが知ったらびっくりすると思うんですね、両方で4億8,000万円の数字は、ぜひともこれは町を挙げてですね、課を、枠を外して、どうしてもこれは回収していただきたいというふうに思います。

それから、平成20年度、思い起こしますと、やはり一番大きな町としての事件と申しますか、あれはやはりリフレッシュ、リフレの里が閉館したと、それに伴い第三セクター、町が多額の出資をしている第三セクターが倒産したということは、非常に新聞紙上にもぎわしたし、今、この議会でも、いろいろと何度も全員協議会、また質疑等ございました。しかし、その後ですね、私たちには、その倒産後のですね、どのように会社になったのか、今現状、実際に町は幾らの損をしたのか。また町民の方、町外の方も含めてですね、そこと取引先は、どのように迷惑を被っているのか、それが全く、てんまつがですね、その後の報告がございませんので、担当委員会ではあったのかもわかりませんが、やはり平成20年度を語るときには、この町が出資します会社が倒産したことは、大きな特筆する事件であったと思います。その後のてんまつにつきまして、一つできるだけわかりやすいようにご報告を願いたいと思います。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

確かにご指摘のとおりですね、常任委員会の方には、その後の経過を報告はさせてもらっているかというふうに思っておるわけですがけれども、議員皆さん方にはなかなか、そういった機会がなく経過しておりますので、この機会に、ある一定の経過について報告させていただく義務があ



るんじゃないかというふうに思っております。

株式会社リフレッシュ丹後につきましては、本年の2月でしたか、京都地裁宮津支部の方に破産申請がなされまして、以後、裁判所の方から破産の開始決定がなされまして、破産管財人が京都の戸田洋平弁護士に決められまして、その手元で破産整理が進められたということでございます。最終的な債権者なり債務の額につきましては、私どもも以後、会社の方となかなかコンタクトがとれませんので、新聞報道等によって知り得ているわけですが、債権者が約70名ほどかというふうに思っております。また債権の額については約1,200万円というようなところであろうかと思っております。

また、そのうち町の債権でございますけれども、まず資本金ですね、これにつきましては3,000万円の出資金、もこれはもう返ってこないということでもあります。

それから、指定管理料を年度の当初に1年間分、170万円をお支払いをしております、それが、8月末で指定管理者を解除いたしましたので、以後7カ月分ですね、残りが、本来、返していただくべきということがございまして、それを月割りで計算しますと99万1,666円になります。指定管理料については、その額が町の債権ということでございます。また、ほかにも法人町民税が平成20年度分で15万6,000円入っておりません。合わせて水道使用料、7、8月分で9万4,870円、未納になっております。これら三つを足しました124万2,536円につきましては、町の債権として存在し、それを申し立てていたわけですが、最終的に、どの債権者にも1円も返ることがなかったということで、町も同様に、その債権については返ってこないということになっております。

それで、破産開始決定後の状況ですが、債権者会議が夏までに2回行われております。1回目は、5月27日に宮津歴史の館で行われております。2回目が7月22日に京都地裁宮津支部で行われております。どちらも町から1回目は副町長以下、私と井上課長補佐と3名。

2回目は、私が1名出席をさせていただきまして、他の債権者の方のご出席は、町のほかに1団体あったのみでございまして、約70名あるであろうと言われております債権者の方は、ほとんどがご出席ではなかったということでございます。

それで、1回目の債権者会議におきましては、破産に至った経緯について、破産管財人の戸田洋平弁護士の方から逐一、経過が報告をされまして、見通しとしては債権者にお返しできる資産はほとんどないということが告げられた状況でございました。

2回目の債権者会議におきましては、この時点では破産の整理が、ほぼ終結した状況ということでございまして、債権者にお返しできる、還元できる資産はゼロということで、その報告があり、その日をもって破産整理を終了するという説明がございました。

このような経過をたどりまして、以後、7月22日の2回目の債権者集会以後に、会社の方の登記が抹消されることになるであろうというふうにお伺いをいたしました。

それで、先日も赤松議員のご質問にお答えをいたしました、どうなるであろうというふうにご考えておりました、株式会社リフレッシュ丹後が有する株式会社ファーマーズライスの2,000万円の株式につきましては、破産管財人の方からファーマーズライスの会社サイドに、第三者に移るよりも社内関係者が持たれる方がいいんじゃないでしょうかというようなご相談があり、会社側としては、それをよくよく検討された上で、2,000万円の株は会社関係者で購

入をされるということを告げられまして、その時点では、額面幾らでというのは決まっておらずに、幾らになっても買うてもらえますかどうかという問いかけだったようです。それはお答え非常にしづらいところで、会社側も悩まれたようですけれども、そういう決断を下されまして、その後2,000万円の株式については、50万円で会社関係者の西原社長と菅野専務お二人が工面されまして、購入をされたという経過になっております。

したがいまして、50万円だから、お二人がお買いになったという経過ではなくて、そういう流れをたどっておりますので、その点につきましては、あわせて報告をさせていただいておかなければならないのじゃないかなと、そういうふうに思っております。

あらかたの以後の経過につきましては、以上のとおりでございますので、ご質問等ございました、そのときにお答えをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（森本敏軌） あらかじめ申し上げます。本日は議事の都合により、午後5時以降も続行します。赤松議員。

15番（赤松孝一） 今、ちょっと僕、2回目でもいいと思ったんですけども、この加悦ファーマーズライスのリフレッシュ丹後からの出資2,000万円が50万円で購入されて、そのまま加悦ファーマーズライズに出資されて2,000万円・・・もらっているわけなんですけど、この加悦ファーマーズライズについては、先般、補正の折にですか、お聞きしたわけなんですけど、いわゆる、この貸借対照表の中で、あのときも聞いてたんですけど、このリース債務とリース資産とがあるんですね、同金額で。これはどのような、普通リースの債務、リースの資産、この辺がちょっと理解できません。これは何が、このリース債務であり、リース資産であるのか、お尋ねいたします。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

先日の香河辺地の議案の際に、赤松議員なり、また谷口議員の方からも、このリース債務の会計処理についてのご質問があったかと思っております。

既に、議員さん方にお配りしております株式会社加悦ファーマーズライズの平成21年5月31日決算期の決算書を添付させていただいております中で、貸借対照表がございますが、その資産の部の中にリース資産594万3,315円が計上されております。あわせて固定負債の中にもリース債務として同額が計上されているということでございます。この件につきましては、私どもも確認をさせていただいたわけですが、ことしの4月1日から法改正がなされたというところで、今回から、このようなリース物件を資産計上することが必要があり、このような処理をされたということをお聞きしております。

いわゆる300万円以上の高額なリース物品については、リースであっても売買取引の方法に準じて会計処理をするような法改正がなされたというようなことがございまして、この会社が幾つもリースをしております中のうち300万円以上の物品につきましては、残存価格をリース資産の方に計上し、リース債務の方はリース契約に基づく債務残高を同額計上するということが会計法上、必要だということが、税理士さんからの指摘であったようでございまして、そのことによって、一つには税対策上も有利になるというようなこともあるようでございまして、そういうところがなされたというようにお聞きをしております。

例えば、リースが、まだ何年も残っているものを繰り上げで償還した際に、大きく前年と貸借対照表のバランスが変わってしまうというところを改善をするために、そういった法改正がなされたというようにもお聞きをしております。そのような事情でございます。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

15番（赤松孝一） もう1点お尋ねいたします。

この流動負債と固定負債の中で借入金ですけれども、400万円の借入金と885万1,000円の借入金と二通りあるんですが、長期と。これは金融機関からの借入金は、どちらであるのか、また役員さん等が、いわゆる貸しておられる部分はどちらなのか、この点についてちょっと一度。役員借入金が5,200万円ですね、これがね。この役員借入金というのは、これは、いわゆる名目上はこうなっていますが、事実上は役員さんが出資されているような気分でおられるのかどうか、この件につきまして、借入金の3点ですね、これ前回もちょっと1回聞こうかなと思ってやめたんですけれども、これにつきまして、どのような状況なのかお尋ねします。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

貸借対照表の、まず流動負債の部分で、借入金400万円計上されております。これにつきましては、京銀からお借りをいたしております、いわゆる運転資金ということでございます。

それから、固定負債の中の長期借入金885万1,000円が計上されております。これにつきましては、2口あるようでございまして、どちらも京銀さんから長期の借入れを行っているというものの負債の残額が計上されているということでございます。

それから、役員借入金5,210万円でございますが、このうち2,640万円につきましては、町の特産品開発基金から借り受けをしている部分でございます。残る2,570万円につきましては、個人ほか8者の方からお借りをしている借入金ということでございます。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

15番（赤松孝一） この町の2,640万円の特産品開発基金から貸し付けという基金で、借入金の件です。これは例えば、年次を追って返済していこうという性質のものなのか、お借りしたものはずっと固定的にお借りしていこうというものなのか、そういったものが、どのように現実になっていますのか、お尋ねします。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

町から借入れしております特産品開発基金の2,640万円につきましては、これは無利子でございますので、利子はつかないわけですが、元金の返済につきましては、当然のことながら町にお返しをするということが必要でございます。

そこで、先ほども申し上げましたけれども、このファーマーズライスの借入金が、京銀さんからお借りしている分、個人からお借りしている分、それから町から借りている分ある上にまだ債務超過も残っていると、1,700万円ぐらいですか。債務超過の状態にもございます、したがって、どれも解消していかなければならないわけですが、ある一定、優先順位を定めながら、順次お返しをしていくということにしかありません。したがって、町の特産品開発基金につきましても、行く行くお返しをいただくわけですが、なかなか多額ですので、一

度にというわけにはいきません。したがって、今のところは当面、毎年20万円お返しをするということで、ここ2年ですか、については20万円ずつお返しをして、本決算におきましても、寄金の増減に20万円上がっているものというふうに思っております。

15番（赤松孝一） はい、終わります。

議長（森本敏軌） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森本敏軌） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

この続きは、あす10月2日、午前9時30分から、開議しますので、ご参集願います。

大変ご苦勞さんでした。お疲れさまでした。

（延会 午後 5時06分）